

美瑛町森林整備計画書

計画期間

自	平成31年	4月	1日
至	令和11年	3月	31日

北 海 道

美 瑛 町

変 更 理 由	地域森林計画に適合させるための変更
変 更 内 容	地域森林計画の変更内容による
変更計画が有効 となる年月日	令和5年4月1日から適用

目 次

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	1
1 森林整備の現状と課題	
2 森林整備の基本方針	
(1) 地域の目指すべき森林資源の姿	
(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策	
3 森林施業の合理化に関する基本方針	
II 森林の整備に関する事項	5
第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	5
1 樹種別の立木の標準伐期齢	
2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法	
3 その他必要な事項	
第2 造林に関する事項	7
1 人工造林に関する事項	
2 天然更新に関する事項	
3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	
4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	
5 その他必要な事項	
第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	10
1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	
2 保育の種類別の標準的な方法	
3 その他間伐及び保育の基準	
(1) 木材等生産林において留意すべき事項	
(2) その他間伐及び保育に関する留意事項	
4 その他必要な事項	
第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	12
1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	
(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（水源涵養林）	
(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	
2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	
(1) 区域の設定	
(2) 森林施業の方法	
3 その他必要な事項	
第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	15
1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針	
2 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大を促進するための方策	
3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	
4 森林経営管理制度の活用に関する事項	
5 その他必要な事項	

第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	16
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	
4	その他必要な事項	
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	17
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	
2	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	
3	作業路網の整備に関する事項	
4	その他必要な事項	
第8	その他必要な事項	18
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	
4	その他必要な事項	
III	森林の保護に関する事項	20
第1	鳥獣害の防止に関する事項	20
1	鳥獣害防止森林区域の設定及び当該地域内における鳥獣害の防止の方法	
	(1) 区域の設定	
	(2) 鳥獣害の防止の方法	
2	その他必要な事項	
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	21
1	森林病虫害の駆除及び予防の方法	
2	鳥獣害対策の方法(第1に掲げる事項を除く)	
3	林野火災の予防の方法	
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	
5	その他必要な事項	
IV	森林の保健機能の増進に関する事項	22
1	保健機能森林の区域	
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	
4	その他必要な事項	
V	その他森林の整備のために必要な事項	22
1	森林経営計画の作成に関する事項	
2	生活環境の整備に関する事項	
3	森林の整備を通じた地域振興に関する事項	
4	森林の総合利用の推進に関する事項	
5	住民参加による森林の整備に関する事項	
6	その他必要な事項	

別表 1	公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域	26
別表 2	施業方法を特定すべき森林等の区域	31
別表 3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の区域	34
別表 4	鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域	35

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

- ① 本町は、上川支庁管内のほぼ中央に位置し、東部の旭岳・十勝岳などの大雪山国立公園区域と西部の夕張山系との間にあり、周辺は北に上川盆地、南は富良野盆地に挟まれ、旭川市、芦別市、東神楽町など2市6町と接している。石狩川の支流の美瑛川が町の中央を東から南西に流れており、その支流である置杵牛川、宇莫別川、辺別川沿いに耕地が開け集落が形成されています。
- ② 本町の総面積は67,678haあり、森林面積は46,716haで総面積の69%を占めている。民有林面積は14,457haで、その内訳は一般民有林12,820ha、町有林1,634haとなっています。
- ③ 民有林のうち、カラマツ及びトドマツを主体とした人工林面積は8,282haであり、人工林率は57%と全道平均より高く、齢級構成では戦後に造林された7～9齢級の林分が多く、偏った齢級構成となっています。
- ④ 本町の森林は、地域住民の生活に密着した里山から、林業生産活動が積極的に実施されるべき人工林帯、また、大径木の広葉樹がある天然の樹林帯まで多様性に富んだ林分構成となっています。
- ⑤ 東部の上宇莫別・中宇莫別・置杵牛地区は、戦後、カラマツを中心とした造林が盛んに実施され、齢級構成も高く主伐期を迎える林分もあることから、林業生産活動を通じて適切な森林の整備を図るとともに、木材の有効活用の観点から施業共同化や計画的・効率的な施業を推進することとします。
- ⑥ 南東部の白金・美沢地区は、下流域に農耕地が広がっているが、特に、白金ダムのダム湖上流域を含む周辺の森林は水源涵養機能の高い森林の整備が求められています。
また、白金地区の美瑛川上流域の森林については、美瑛町全域の上水道の水源地となっていることから、水源かん養機能が十分に発揮できるよう、長伐期施業や複層林施業を積極的に整備することに努めることとします。
- ⑦ 南部の福富・新星地区は、上富良野町と町界を接している丘陵地であり、尾根づたいに防風林が造成されており、農耕地等の保全を図りつつ適切な森林整備を推進することとします。
- ⑧ 西部の二股・美園・五稜地区については、成熟しつつあるカラマツ人工林資源が多く、その資源を有効活用するため、作業路網を整備し除間伐等の施業を行って計画的かつ効率的な森林整備を図ることとします。
- ⑨ 北西部の旭・北瑛・美田・瑠辺薬地区は、農耕地が開けているが、急傾斜地や沢沿い等に森林が点在していることから、土砂の流出や崩壊を防止するためにも、山地災害防止機能の高い森林の整備を図ることとします。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により、健全な森林資源の維持造成を推進するとともに、その状況を的確に把握するための森林資源のモニタリングの適切な実施やGISの効果的な活用を図ることとします。

このため、森林を地域の特性、森林資源の状況並びに森林に関する自然的条件及び社会的要請を総合的に勘案し、それぞれの森林が特に発揮することを期待されている機能に応じて森林の有する公益的機能の維持増進を図るべき森林としての公益的機能別施業森林と、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下「木材等生産林」という。）の区域を設定するとともに、公益的機能別施業森林については、水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林について「水源涵養林」、土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林について「山地災害防止林」、快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林について「生活環境保全林」、及び保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林について「保健・文化機能等維持林」の区域（以下「森林の区域」という）を設定します。

さらに、「水源涵養林」においては、水道取水施設上流部に位置し、水資源の安定供給のために

特に保全が求められる森林について「水資源保全ゾーン」また、「保健・文化機能等維持林」においては、河川や湖沼周辺に位置し生物多様性機能の発揮のために特に保全が求められる森林について「生物多様性ゾーン（水辺林タイプ）」及び貴重な森林生態系を維持し特に保全が求められる森林について「生物多様性ゾーン（保護地域タイプ）」を、「木材等生産林」においては、森林資源の保続に配慮しつつ、多様な木材需要に応じた持続的、安定的な木材生産を可能とするため、伐採後に原則、植栽による更新を行う森林について「特に効率的な施業が可能な森林」をそれぞれの区域の中で重ねて設定します。

この森林の区域に応じた望ましい森林の姿へ誘導するため、育成単層林における適確な更新や保育及び間伐の積極的な推進、広葉樹林化・針広混交林化を含め、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の計画的な整備、天然性林の適確な保全及び管理等に加え、保安林制度の適切な運用、山地災害や野生鳥獣被害等の防止対策の推進等により、重視すべき機能に応じた多様な森林の整備及び保全を図ることとします。

また、林道等の林内路網は、効率的な森林施業や森林の適正な管理経営に必要不可欠であり、農山村地域の振興にも資することから、計画的な路網整備を推進することとします。

なお、森林の区域ごとの望ましい森林の姿並びに森林の整備及び保全の基本方針は次表のとおりとします。

森林の区分ごとの森林の整備及び保全の基本方針は次のとおりとします。

【森林の区域と森林の整備及び保全の基本方針】

公益的機能別施業森林

重視すべき機能	森林の区域	望ましい森林の姿	森林の整備及び保全の基本的方針
水源涵養機能	水源涵養林	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水機能の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林。	良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を行うとともに、伐採に伴う裸地面積の縮小及び分散を図る施業を推進する。
	水資源保全ゾーン	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水機能の高い森林土壌を有する森林。	良質な水の安定供給を特に確保する観点から、伐採に伴う裸地面積の縮小及び分散、植栽による機能の早期回復並びに濁水発生回避を図る施業を推進する。
山地災害防止機能／土壌保全機能	山地災害防止林	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が差し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設等が整備されている森林。	災害に強い地域環境を形成するために、地形、地質等の条件を考慮した上で、高齢級や天然力を活用した複層状態の森林への誘導、伐採に伴う裸地化の回避を図ることとする。 また、保安林の指定及びその適切な管理を推進し、併せて、溪岸の浸食や山地の崩壊を防止する必要がある場合には、谷止めや土留等の施設の設置を推進する。
快適環境形成機能	生活環境保全林	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど、遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林。	地域の快適な生活環境を保全する観点から、風、騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、生活環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、及び防風・防潮や景観の創出等生活環境の保全等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進する。

保健・レクリエーション機能 文化機能 生物多様性保全機能	保健・文化機能等維持林	原生的な森林生態系、希少な生物が生息・生育する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生息・生育する森林、身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林、史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて保健・文化・教育活動に適した施設が整備されている森林。	生物多様性の保全や保健、レクリエーション利用、文化活動を進める観点から、森林の構成を維持して樹種の多様性を増進することを基本とし、それぞれの森林が求められる機能やあり方に応じ、保護及び適切な利用の組み合わせに留意して、適切な保育・間伐等や広葉樹の導入を図る施策を推進する。 保健・風致の保存等のための保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、住民等にとって憩いと学びの場として期待される森林にあつては、立地条件や町民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。また、潤いのある自然景観や歴史的風致の創出を期待されている森林にあつては、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。	
	生物多様性ゾーン	水辺林タイプ	日射遮断、隠れ場形成など野生生物の生息・生育に適した森林や、周辺からの土砂・濁水等の流入制御等に寄与している森林で、針広根林などの多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。	水辺における生物多様性保全の観点から、森林の保全に配慮した施策を推進するとともに、濁水発生の回避を図る施策を推進する。
		保護地域タイプ	原生的な森林生態系を構成し、希少な生物の生息・生育に適した森林で、針広混交林などの多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。	希少な野生生物の生息・生育地確保の観点から、原生的な森林の保全に配慮した施策を推進するとともに、野生生物のための回廊の確保にも配慮した生態系として重要な森林の適切な保全を推進する。

公益的機能別施策森林以外の森林

重視すべき機能	森林の区域	望ましい森林の姿	森林の整備及び保全の基本方針
木材等生産機能	木材等生産林	林木の生育に適した土壌等の諸条件を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長率が高い森林であつて、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。	木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とする。また、施策の集団化や機械化を通じた効率的な整備についても併せて推進する。
	特に効率的な森林施策が可能な森林	特に林木の生育に適した土壌のほか、傾斜が緩やかであるなどの自然条件を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であつて、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。	特に木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。また、区域設定した人工林にあつては、主伐後は原則、植栽による確実な更新を行うとともに、施策の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進する。

山地災害防止機能をより高度に発揮させるため、急傾斜地や沢沿いの森林土壌が薄く表層崩壊が起りやすい箇所や立木被害のおそれがある地域については、根系の発達を促し、下層植生が発達した良好な森林を育成するため、適切な保育・間伐等の促進に努めるものとします。

なお、保育・間伐後に発生する枝条等についても適切に処理し、流木被害の一要因とならない

よう十分注意するものとします。

また長伐期施業や複層林施業による多様な森林への誘導や皆伐に伴う裸地面積の縮小及び分散を図るよう努めることとします。

公益的機能が重視される森林で風害の受けやすい地域においては、風害に強い多様な樹種・樹冠層により形成される森林へ誘導するため、人工造林や天然更新（地表処理等）を適切に組み合わせ、樹種や林齢の異なる森林の構造を基本におき、植栽本数の低減や植栽時期の分散を図るものとします。地域の人工林の保属を図りながら、資源の循環利用を進めるため、「北海道人工林資源管理方針」に基づき、人工林資源の適正な管理に取り組むものとします。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の整備及び保全に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件や林業技術体系等を勘案するとともに、育成のための人為の程度及び単層・複層という森林の階層構造に着目し、次表の3つの施業方法により、森林の区分に応じた望ましい森林の姿に誘導します。

(ア) 森林の施業方法

区 分	施 業 方 法	対象とする森林
育成単層林施業	・森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採し、人為により単一の樹冠層を構成する森林として成立させ維持する施業	・人工造林又はぼう芽更新により高い林地生産力が期待される森林 ・森林の有する公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林
育成複層林施業	・森林を構成する林木を択伐等により部分的に伐採し、人為により複数の樹冠層を構成する森林として成立させ維持する施業	・人為と天然力の適切な組み合わせにより複数の樹冠層を構成する森林として成立し、森林の諸機能の維持増進が図られる森林
天然生林施業	・主として天然力を活用することにより森林を成立させ維持する施業	・ササ類等の繁茂が少なく、天然力による更新が確実に図られる森林 ・国土の保全、自然環境の保全、種の保全等のための禁伐等の制限のある森林

なお、次の地区については、それぞれの状況に合わせて施業を行うこととします。

- ① 福富・新星・三愛地区においては、景観の維持向上を図るため複層林施業を推進することとします。
- ② 上宇莫別・中宇莫別・置杵牛・二股・美園・五稜地区においては、成熟しつつあるカラマツ人工林資源を活用するため、間伐等を中心に作業路網を整備するとともに、計画的かつ効率的な伐採を推進することとします。
- ③ 北瑛・美田・瑠辺薬地区においては、農耕地等の保全機能の向上を図るため、土砂の流出や崩壊を防止するため山地災害防止機能に留意し、多様な樹種や異なった樹齢の林分からなる森林の整備の施業を推進することとします。
- ④ 白金ダム上流域及び急傾斜地の多い美瑛川流域の森林については、長伐期施業や複層林施業を積極的に推進することとします。

(イ) その他必要な事項

- ① 長伐期施業や複層林施業による多様な森林への誘導や皆伐に伴う裸地面積の縮小及び分散を図るよう努めることとします。
- ② 公益的機能が重視される森林で風害の受けやすい地域においては、風害に強い多様な樹種・樹冠層により形成される森林へ誘導するため、人工造林や天然更新（地表処理等）を適切に組み合わせ、樹種や林齢の異なる林分構造とすることを基本とします。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

小規模な森林所有形態や林業従事者の高齢化の課題を克服し、低コストで効率的な森林整備を進めるとともに、安定的、効率的に木材を供給できる体制を整備するため、森林所有者、森林組合、美瑛町、国有林等の流域を単位とした関係者の合意形成を図りながら、委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化、林業従事者の養成及び確保、道産木材の流通・加工体制の整備等について、計画的かつ総合的に推進することとします。

なお、森林施業の合理化に関する事項の推進に当たっては、地域の関係者が連携し、森林施業や林業経営の合理化・効率化、地域のエネルギー資源としての森林バイオマス利用の可能性等を含めた木材需給の動向と見通しなど、効率的な森林整備や安定的な木材供給を図るうえでの課題や目標等を明確にしつつ取り組むこととします。

なお、間伐事業の低コスト化を進めるに当たっては、林齢、立木密度、風の影響、事業規模等を勘案しながら、列状間伐の実施を若齢時から検討することとし、伐採率を考慮した適切かつ適切な実施により直径成長を促すと共に、労働安全の確保、林内植生の回復に努めるものとします。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

樹 種		標準伐期齢
人工林	カラマツ（グイマツとの交配種を含む）	30
	トドマツ	40
	エゾマツ・アカエゾマツ	60
	その他針葉樹	40
	カンバ・ドロノキ・ハンノキ（天然林含む）	30
	その他広葉樹	40
天然林	主として天然下種によって生立する針葉樹	60
	〃 広葉樹	80
	主としてぼう芽によって生立する広葉樹	25

標準伐期齢は、地域の標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであり、森林施業計画の認定基準や、保安林の伐採における適否判定基準等に利用されます。

なお、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではありません。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

本町における立木の伐採方法等は、次のとおり行うものとします。

立木竹の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地〔伐採により生じた未立木地〕が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、皆伐又は択伐によるものとします。

主伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保します。また、伐採作業に伴う林業機械の走行等に必要な集材路の作設等に当たっては、伐採する区域の地形や地質等を十分に確認した上で配置の計画や施工等を行い、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えることとします。

伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定することとします。

また、伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うこととします。特に伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実、飛散状況等に配慮することとします。なお、自然条件が劣悪なため、更新を確保するため伐採の方法を特定する必要がある森林における伐採の方法については、択伐等の適確な更新に配慮したものとします。

なお、林地の保全、雪崩及び落雪等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持並びに溪流周辺及び尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のために必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとします。

ア 皆伐

皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。

皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、一箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置、景観への影響に配慮し的確な更新を図ることとします。

なお、一箇所当たりの伐採面積は、原則として20haを超えないよう、伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散に努めることとします。伐採の時期については、地域の森林構成等を踏まえ、公益的機能の発揮との調和に配慮するものとし、なお、ぼう芽により更新を確保する場合は、イタヤカエデ、ハルニレ、ミズナラ等の更新が確実なものを対象とし、優良なぼう芽を発生させるため、樹液の流動期（6～8月）を避けて伐採するものとし、

イ 択伐

択伐は、主伐のうち伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うこととし、原則として材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下）とするよう努めることとします。

なお、択伐に当たっては、適切な伐採率により一定の立木材積を維持することとし、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、適切な伐採率により一定の立木材積を維持することとします。また、天然更新を前提とする場合は、現地の自然条件や更新を期待する樹種の特長などを勘案し、母樹の保存、種子の結実や飛散状況、天然稚幼樹の生育状況等を勘案することとします。

ウ 複層林施業

複層林施業の主伐に当たっては、上層林の樹冠層を保全させることに特に留意し、自然的条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行うこととし、下層林の発芽や育成に配慮するために十分な光があたるよう、適切な伐採率及び繰り返し期間により行うものとします。

3 その他必要な事項

ア 林地の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害などの各種被害の防止、風致の維持、溪流周辺等の生物多様性の保全などのために必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとします。

イ 次の地域は、林地崩壊や流木被害、生態系のかく乱などにつながるおそれがあり、また、伐採後の更新が困難となることから、皆伐を行わないよう努めるものとし、

- a 健全な更新が困難な湿地、風衝地、岩石地等
- b 土砂の流出や崩壊が発生するおそれがある急傾斜地、石れき地、沢沿い等
- c 野生生物の生息・生育の場の提供、水質浄化、土砂や濁水の流入制御等の機能を持つ河川や湖沼周辺の水辺林等

ウ 伐採作業等に伴う立木への損傷は、将来的に腐朽菌被害の発生につながるおそれが高いことから、伐採等に当たっては、必要に応じて保護板（あて木）を設置するほか、機械の林内走行の範囲を作業道・集材路に限定するなどにより、伐採しない立木への損傷をできる限り減らす作業に努めることとします。

エ 伐採等の実施に当たっては、降雨等による土砂や汚濁水の流出防止に努めるとともに、伐採作業の途中であっても大雨が予想される場合等は、必要に応じて集材路等に排水路を設けるなど、浸食防止に努めることとします。なお、水道取水施設の上流で造材を行う場合等で、降雨等により河川の汚濁が懸念される場合は、伐採・搬出を冬季間に行うなど時期や方法に配慮することとします。

また、特に河川周辺で造材を実施する場合は、増水時に枝条や残材が流出して立木被害の要因とならないよう、十分に留意することとします。

オ 特色ある森林景観や野生生物の生息・生育環境の保存に配慮した伐採を行うこととします。

カ 集材路とは、立木の伐採、搬出等のために林業機械等が一時的に走行することを目的として作設される仮施設をいい、規格は森林作業道と同等かそれ以下とします。土場とは、集材路を使用して木材等を搬出するため、木材等を一時的に集積し、積込みの作業等を行う場所をいい、集材路・土場は、使用後は原則植栽等により植生の回復を促します。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

I の2の森林整備の基本的な事項を踏まえ、適切な森林整備方法により、人工造林をすることとします。

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種は以下のとおりとします。

人工造林の対象樹種
カラマツ（グイマツとの交配種を含む）、トドマツ、エゾマツ、アカエゾマツ、グイマツ、ヤチダモ、カツラ、カバ類、ドロノキ、ハンノキ、ミズナラ、その他郷土樹種

なお、その他郷土樹種及び定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員等と相談の上、適切な樹種を選択することに努めるものとします。

人工造林の対象樹種は、気候、地形、土壌等の自然条件への適応、それぞれの樹種の特質、既往の成林状況など適地適木を基本として、地域における造林種苗の需給動向及び木材利用状況等を勘案し、選定するものとします。

また、多様な森林の整備を図る観点から、広葉樹や郷土樹種を含め、幅広く樹種を検討するものとします。特に河畔沿いについては、河川の水質浄化や落葉等による有機物の供給などが期待できることから、積極的に広葉樹を選定するものとします。

なお、山腹崩壊の危険性が高い急傾斜地や沢沿いについては、カツラやミズナラ等の深根性で根系の支持力が大きい樹種の植栽に考慮するものとします。

育成複層林へ誘導する林分については、樹種の耐陰性や既往の成林状況、自然条件等を勘案し、造林樹種を選定するものとします。

(2) 人工造林の標準的な方法

① 育成単層林施業

造林に際しては、寒風害等の気象害及び病虫害等に考慮し、保護木・保護樹林帯の配置、同一樹種の大面積造林の回避など、多様な森林の整備に配慮して行うものとし、適確な更新により裸地状態を早急に解消するため、気候、土壌等の自然的条件に適合した樹種を早期に植栽するものとします。特に水土保持林にあっては、林地の安定化を目的とした無立木地等への植栽を積極的に行うものとします。

地拵えは、それぞれの地域の地形、土壌、植生、気象条件及び過去の野鼠被害の状況等を考慮したうえで、全刈り又は条刈りにより行うものとします。

植栽時期は春又は秋植えとしますが、乾燥時期を避け、必要に応じて植え穴を大きくして植え付けるなど、その後の苗木の活着と成長が十分図られるように行うものとします。

植栽本数は、次表の主要樹種の植栽本数を基礎として、既往の植栽本数及び個々の樹種特性を勘案して仕立ての方法別に定めることとし、多様な森林の整備を図る観点から、様々な施業体系や生産目標を想定した植栽本数について検討するものとします。

植栽本数の検討に当たっては、周囲の人工林の生育状況、気象災害の発生状況等を勘案し、森林の有する多面的機能の高度発揮や植栽コストの低減を図ることを目的に本数の低減についても併せて検討するものとします。特に、初期成長が早く、通直性や耐鼠性が向上したグイマツ雑種F1等を植栽する場合は、植栽本数の低減に努めるものとします。植栽本数の低減に当たっては、将来の保育コストを抑える観点から、高性能林業機械の導入を見据えた植栽設計を検討するものとします。

また、周囲に樹冠が十分発達した母樹があり、天然更新も期待できる林分にあっては、天然更新木の積極的な活用による植栽本数の低減を検討するものとします。

効果的な施業実施の観点から、技術的合理性に基づき、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入について努めることとします。コンテナ苗の植栽時期については、春又は秋植え時期によらないものとするが、自然・立地条件を十分に考慮し、適期での植え付けと

なるよう努めることとします。

【育成単層林】

単位 本/ha

区 分		樹 種				
		カラマツ	トドマツ	アカエゾマツ	その他針	広葉樹
植栽本数	密	2,500	2,500	2,500	2,500	3,500
	中	2,000	2,000	2,000	2,000	2,500
	疎	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500

なお、定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員等と相談の上、適切な植栽本数を判断して行うことに努めるものとします。

植栽時期	樹 種	植 栽 時 期
春 植	トドマツ、アカエゾマツ	～6月上旬
	カラマツ、その他	
秋 植	トドマツ、アカエゾマツ	9月中旬～11月下旬
	カラマツ、その他	

② 育成複層林施業

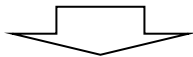
施業に当たっては、下層木の成長に必要な照度を常に確保するものとします。植栽により更新を確保する場合は、上層木の枝下部への植栽を避けるものとし、植栽本数については、標準的な植栽本数に上層木の材積伐採率を乗じた本数以上を基本とするものとします。

また、天然下種により更新を確保する場合であって、ササや粗腐植の堆積等により更新が阻害されている箇所については、かき起こし、枝条整理等を行うものとし、ササなどの下層植生により天然稚幼樹の生育が阻害されている箇所については、刈出しを行うものとします。特に、水土保持林にあつては、林地の安定化を目的として、立地条件に応じて育成複層林施業を積極的に導入するものとし、複層状態の森林へ誘導する際は、天然更新木を活用した針広混交林化を推進するものとします。いずれの箇所も定期的に更新の状況等を確認し、必要に応じ植込み等を行い更新を確保するものとします。

なお、かき起こしの実施に当たっては、林地の保全に十分留意するものとし、更新が不十分な箇所については、植込み等を行って更新を確保するものとします。

【複層林の導入に伴う植栽本数の例】

美瑛町のカラマツ林で材積率30%の択伐を行い、トドマツ・アカエゾマツを植栽して複層林とする。



美瑛町森林整備計画で示すトドマツ等の標準的な植栽本数が2,000本/haとすると、
 $2,000 \times 0.3 = 600$
となり、トドマツ等はおおむね600本/ha以上を植栽することとなります。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林及びそれ以外の森林の伐採跡地における人工造林をすべき期間については、次のとおりとします。

皆伐による伐採跡地については、林地の荒廃を防止し、裸地状態を早急に解消するため、伐採を終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後2年以内に人工造林を実施し、更新を図ることとします。択伐による部分的な伐採跡地については、伐採を終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に人工造林を実施し、更新を図ることとします。なお天然更新による場合は2の(3)によることとします。

2 天然更新に関する事項

天然更新は、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することによりの確な更新が見込まれる森林において行うこととします。

(1) 天然更新の対象樹種に関する指針

天然更新の対応樹種は、天然下種更新では、イタヤカエデ、カンバ類、シナノキ、ハリギリ、ハンノキ類、ミズナラ、ヤチダモなど高木性の樹種とし、ぼう芽更新ではイタヤカエデ、ハルニレ、ミズナラなど高木性でぼう芽性の強い樹種とします。

(2) 天然更新の標準的な方法に関する指針

ア 天然更新の完了の判断基準

第2の2(3)に定める天然更新をすべき期間内に、天然に発生した稚幼樹の生立が確実に見込める樹高成長があり、かつ周辺の植生の草丈に50cm程度の余裕高を加えた樹高となった高木天然木(注1)の稚幼樹等(注2)が幼齡林(注3)にあつては成立本数が立木度(注4)3以上、幼齡林以外の森林にあつては林地面積(注5)に対する疎密度が30%以上となった状態をもって更新完了とします。

また、ぼう芽更新の場合は、切株から発生したぼう芽幹の生育が確実に見込める伸長があり、かつ、周辺の植生の草丈に50cm程度の余裕高を加えた樹高となった状態で、幼齡林にあつては成立本数が立木度3以上、幼齡林以外の森林にあつては林地面積に対する疎密度が30%以上となった状態をもって更新完了とします。ただし、林地内で更新の状況が異なる場合は区画を分割し、それぞれの区画に対して判断を行うこととします。

なお、天然更新の完了を確認する方法の詳細については、「天然更新完了基準書の制定について」(平成24年5月15日付け森林第111号森林計画課長通知)によることとします。

(注1)「高木天然木」とは、将来において樹冠上層部を形成する樹種で、かつ、樹高が10m以上になる樹種です。

(注2)「稚幼樹等」とは、稚幼樹のほか、保残木及びぼう芽を含みます。

(注3)「幼齡林」とは、伐採後おおむね15年生未満の森林をいいます。

(注4)「立木度」とは、幼齡林において、現在の林分の本数と当該林分の林齢に相当する期待成立本数(天然更新すべき本数の基準)との対比を十分率であらわしたもので、立木度3は期待成立本数の3割が更新した状態をいいます。なお、伐採後5年を経過した林分における天然更新の対象樹種の期待成立本数は、別途定める「天然更新完了基準書の制定について」によるものとします。

$$\text{立木度} = \text{現在の林分の本数} / \text{当該林分の期待成立本数} \times 100$$

(注5)「林地面積」とは、更新完了の判断を行う区画の面積です。

(注6)「天然更新をすべき期間が満了した日における期待成立本数」

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

天然下種により更新を確保する場合、ササや粗腐値の堆積等により更新が阻害されている箇所については、かき起こしや、枝条整理等を行うこととし、ササなどの下層植生により天然稚幼樹の生育が阻害されている箇所については、刈出しを行うこととします。

また、ぼう芽により更新を確保する場合は、樹液の流動期（6～8月）を避けて伐採することとし、ぼう芽の発生状況等を考慮の上、必要に応じ芽かき又は植込みを行うこととします。

いずれの箇所も定期的に更新の状況を確認し必要に応じ補植等を行い、更新を確保します。

なお、かき起こしの実施にあたっては、林地の保全に十分留意することとし、更新が不十分な箇所については、補植等を行って更新を確保します。

（3）伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採跡地における林地の荒廃を防止する観点から、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新を完了させることとします。期間内に更新が完了しなかった場合は、速やかに更新を図る観点から、伐採を終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して7年を経過する日までに天然更新補助作業又は植栽により更新を行うこととします。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

主伐後の適確な更新を図るため、次の森林については原則として植栽によらなければ適確な更新が困難な森林とし、植栽により更新を図ることとします。

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準及び区域は、自然条件や森林の有する機能の早期回復に対する地域住民等からの社会的要請などを勘案し、次のとおり定めます。

① 気象、地形、地質、土壌等の自然条件及び植生等により天然更新が期待できない森林

② 水源涵養機能の早期回復が特に求められる水資源保全ゾーンの森林

なお、天然更新が期待できない森林は、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林を基本として定めます。

特に、カラマツやトドマツなどの人工林資源の保続を図るとともに、美瑛町では持続的な森林経営をするため、第4の2において木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域に位置づけられている森林のうちの人工林について指定します。指定する森林の区域は別表3のとおりです。

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準については次の通り定めます。

（1）更新に係る対象樹種

ア 人工造林場合

1の（1）による

イ 天然更新の場合

2の（1）による

（2）生育し得る最大の立木の本数として想定される本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地における植栽本数を定めるにあたり、天然更新の対象樹種の立木が5年生時点で、生育し得る最大の立木本数として想定される本数を定める。

5 その他必要な事項

（1）土砂の流出が懸念される急傾斜地等で地拵えを行う場合は、全刈りを避け、刈払いの方向や枝条等の置場に十分に留意することとします。

（2）伐採跡地等が放置されないようにするため、森林組合等と連携して森林経営に意欲的な者に伐採跡地等の取得を促すなど林地流動化の取組を通じて、伐採跡地等への植林を推進します。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

（1）間伐は、林冠がうっ閉し、林木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採して行う伐採の方法であって、伐採後一定の期間内に林冠がうっ閉するよう行うこととします。

（2）間伐に当たっては、森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるよう、適切な伐採率により繰り返し行うこととします。特に、高齢級の森林における間伐に当たっては、立木の成長力に留意することとします。

なお、主要樹種ごとの標準的な間伐の時期等については、次表のとおりとします。

【育成単層林】

樹種 (生産目標)	施業方法	間伐の時期 (林齢)					間伐の方法
		初回	2回	3回	4回	5回	
カラマツ 【グイマツとの 交配種を含む】 (一般材)	植栽本数：2,000本/ha 仕立て方法：中庸仕立て 主伐時の設定：350本/ha	17	25	33	41	-	選木方法：定性及び列状 間伐率 (材積率)：20～35% 間伐間隔年数 標準伐期齢未満：8年 標準伐期齢以上：8年
トドマツ (一般材)	植栽本数：2,000本/ha 仕立て方法：中庸仕立て 主伐時の設定：400本/ha	17	23	30	38	-	選木方法：定性及び列状 間伐率 (材積率)：20～35% 間伐間隔年数 標準伐期齢未満：7年
アカエゾマツ	植栽本数：2,000本/ha 仕立て方法：中庸仕立て 主伐時の設定：400本/ha	25	31	39	49	62	選木方法：定性及び列状 間伐率 (材積率)：20～35% 間伐間隔年数 標準伐期齢未満：9年

注1) 「カラマツ間伐施業指針 (北海道林務部監修)」及び「トドマツ人工林間伐の手引き (北海道林務部監修)」、「アカエゾマツ人工林施業の手引き ((地独) 北海道立総合研究機構林業試験場発行)」などを参考とした。

注2) 植栽本数、主伐時の生産目標及び仕立て方法により、間伐時期が異なることに留意する。

2 保育の種類別の標準的な方法

(1) 育成単層林施業

下列りは、局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じて適切な時期及び作業方法により行うものとし、その終期は、造林樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により判断するものとします。

除伐に際しては、造林樹種以外であっても、その生育状況、公益的機能の発揮及び将来の利用価値等を勘案し、有用なものは保存・育成するものとします。

つる切りは、育成の対象となる立木の成長を促すため、樹幹に巻き付いたつる類を切って取り除くこととします。除伐と合わせて行うことを基本とし、つる類の繁茂の状況に応じて実施します。

なお、主要樹種ごとの標準的な保育の時期等については、次表のとおりとします。

樹種	年 植栽	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
		カラマツ	春	①	②	②	①				
	秋		②	②	①	①					
トドマツ	春	①	②	②	①	①	①	①			
	秋		②	②	①	①	①	①			
アカエゾマツ	春	①	②	②	①	①	①	①	①	①	
	秋		②	②	①	①	①	①	①	①	①

樹種	年 植栽	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
		カラマツ	春	△							
	秋		△								
トドマツ	春		△								
	秋			△							
アカエゾマツ	春						△				
	秋							△			

注1) カラマツには、グイマツとの交配種を含む。

注2) 記載の例

①：下刈り1回 ②：下刈り2回

△：つる切り、除伐

(2) 育成複層林施業

適正な林分構造が維持されるよう、適切に保育を行うものとします。

なお、保育の方法等については、(1) 育成単層林施業に準じます。

3 その他間伐及び保育の基準

(1) 木材等生産林において留意すべき事項

森林の健全性を確保し、利用価値の向上を図るため、適切な間伐及び保育を実施するものとします。

特に、枝打ちについては、生産目標及び立木の生育状況に応じて、適切な時期及び枝打ち高により積極的に行うものとします。

また、保育コストの低減を図るため、緩傾斜地など機械での作業に適した条件にある森林については、高性能林業機械の導入や列状間伐を検討するものとします。

(2) その他間伐及び保育に関する留意事項

林地崩壊や流木被害のおそれがある地域については、次の事項に留意して森林施業を行い、間伐の推進に努めるものとします。

- ① 間伐や枝打ち等の保育を積極的にを行い、下層植生の繁茂や樹根の生育を促し表土の安定を図るものとします。
- ② 間伐等による伐倒木や林地残材のうち、河川に流出するおそれのあるものについては、極力林外へ搬出するなど適切に処理するものとします。
- ③ トドマツについては、間伐作業等の外的要因による損傷を受けやすく、溝腐病等に冒されるおそれがあることから、間伐回数や伐期の調整を図るなど、林分内容に応じた施業方法に配慮するものとします。

4 その他必要な事項

木材等生産においては、森林の健全性を確保し利用価値の向上を図るため、適切な間伐及び保育を実施することとします。特に枝打ちについては、生産目標及び立木の生育状況に応じて適切な時期及び枝打ち高により積極的に行うこととします。

また保育コストの低減を図るため、緩傾斜地など機械での作業に適した条件にある森林については、高性能林業機械の導入や列状間伐を検討することとします。列状間伐を実施する際は、現地の作業システム（ハーベスター等）に応じた伐採幅を確保するほか、強度な伐採率とならないよう配慮し、残存列が込みすぎている場合は定性間伐と併用するなど、立木及び林地を痛めないよう実施することとします。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

公益的機能別施業森林は、森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るための施業を積極的かつ計画的に推進すべき森林で、その区域及び当該区域内における森林施業の方法は次のとおりです。

森林は単一の機能のみではなく、複数の機能を有していますが、その中でも土砂の流出を抑え、山地災害を防止する機能の発揮を期待する森林及び住民にとって快適な環境を形成する機能の維持増進を図る森林については、人々の生命、財産を守る最も重要な機能の発揮を期待する森林として位置付け、山地災害防止林・生活環境保全林等の公益的機能別施業森林として設定することを基本とします。

保安林や様々な法律等による指定区域内の森林については、指定目的に応じた公益的機能の維持増進が不可欠であるため、公益的機能別施業森林の区域とします。ただし、期待する機能の発揮に向けた最も適切な施業方法が異なる場合は複数の機能の発揮を期待する森林として取り扱うことも可能とします。

生物多様性の保全は、伐採や自然のかく乱などにより時間軸を通して常に変化しながらも、一定の広がりにおいて様々な生育段階や多様な樹種から構築される森林が相互に関係して機能が発揮されることから、すべての森林において機能の発揮が期待されています。その中で、特に原始的な森林生態系を構成している森林や、希少な生物が生息・生育する森林、生態系の配慮が求められる

水辺林など属地的に機能の発揮を期待するものについては、生物多様性ゾーンの区域とすることとします。

生物多様性ゾーンの設定により、生物多様性の保全を重視する森林については、野生生物の生息や希少な植生の生育地に配慮し、森林の減少や分断を防ぎ、広域的な観点から森林の連続性と野生生物の共存に配慮した回路状の森林が確保されるよう努めるようにします。

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（水源涵養林）

ア 区域の設定

水源かん養保安林及び干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川に上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源涵養機能の評価区分が高い森林など水源の涵養の機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。

イ 森林施業の方法

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の延長、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとし、当該森林施業を推進すべき森林を別表2のとおり定めます。

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能の維持増進を図る森林（山地災害防止林）

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林や、砂防指定地周辺、山地災害危険地区、その他山地災害の発生により、人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、その他山地災害防止/土壌保全機能の評価区分が高い森林など、山地災害防止機能及び土壌保全機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。

② 快適な環境の形成機能の維持増進を図る森林（生活環境保全林）

飛砂防備保安林、潮害防備保安林、防風保安林、防雪保安林、防霧保安林、防火保安林や騒音・粉塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害などの気象災害を防止する効果が高い森林、快適環境形成機能の評価区分が高い森林など、快適な環境の形成機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。

③ 保健・レクリエーション機能及び文化機能の維持増進を図る森林（保健・文化機能等維持林）

該当なし

イ 森林施業の方法

地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地の縮小並びに回避を図るとともに、天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業の推進を図ることとし、当該森林施業を推進すべき森林を別表2のとおり定めます。

このうち、アの①～③に掲げる公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定め、それ以外の森林については、択伐以外の方法による複層林施業を推進すべき森林として定めます。

また、一部を皆伐しても適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林とした上で、一部を皆伐することを可能とする。主伐の時期を標準伐期齢の概ね2倍以上とし、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ります。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域については、林木の生育が良好な森林で地形、地利などから効率的な森林施業が可能な森林の区域について設定することとし、別表1のとおり定めます。このうち、林地生産力や傾斜等の自然条件、林道等や集落からの距離等の社会的条件を勘案し、森林の一体性を踏まえつつ、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域を定めることとします。

なお、公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域については、重複を認めるものとします。

(2) 森林施業の方法

木材等生産機能の維持増進を図る森林については、森林の公益的機能の発揮に留意しつつ、主伐時期については、木材等資源の効率的な循環・利用を考慮して、伐採時期の多様化を図るなど、木材の利用目的に応じた時期で伐採するものとし、人工林の主要な樹種の標準的な主伐時期については、次表を目安とします。

また、適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとし、多様な木材需要に応じた持続的・安定的な木材などの生産が可能となる資源構成となるよう、計画的な主伐と植栽による確実な更新に努めます。特に効率的な森林施業が可能な森林の区域のうち人工林においては、原則として植栽による更新を行うこととします。

樹種	生産目標	仕立て方法	主伐時期
カラマツ (グイマツとの交配種を含む)	一般材生産・38cm	中庸仕立て	50年
トドマツ	一般材生産・30cm	中庸仕立て	50年
アカエゾマツ	一般材生産・30cm	中庸仕立て	75年

区域の設定基準及び施業の方法に関する指針

森林の区域	区域の設定の基準	施業の方法に関する指針
木材等生産林	林木の生育に適した森林、路網の整備状況等から効率的な施業が可能な森林など、木材等生産機能の評価区分が高い森林で、自然条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について、必要に応じて林小班単位で定める。	木材等の生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。
特に効率的な施業が可能な森林	上記を踏まえ、かつ、人工林を中心とした林分構成であり、傾斜が比較的緩やかで路網からの距離が近い森林。	上記に加え、伐採後は、原則、植栽による更新を行う。

3 その他必要な事項

(1) 水資源保全ゾーン

ア 区域の設定

水源涵養林のうち、属地的に水源涵養機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、水道取水施設等の集水域及びその周辺において、特に水質保全上重要で伐採の方法等を制限する必要があると認める森林について、それぞれの森林の立地条件、地域の要請を踏まえ、特に、北海道水資源の保全に関する条例（平成24年北海道条例第9号）第17条の規定に基づく水資源保全地域に指定される森林について、別表1のとおり定めます。

イ 森林施業の方法

1の水資源涵養林における森林施業を基本としますが、更なる伐採面積の縮小（皆伐は原則として10haを超えないこと）及び分散化に努めることとし、森林経営計画の実施基準として伐採面積の規模の縮小を行うべき森林を別表2のとおり定めます。また、土砂崩壊の恐れのある急傾斜地等は択伐とします。

施業の実施にあたっては、水質への影響を最小限に抑えるため、伐採、造材及び搬出を冬期間に行うなど、時期や搬出方法等に留意するとともに、集材路等へ水切りを設置するなど、降雨等により河川に土砂が流出しないよう、きめ細やかな配慮を行うこととします。

伐採跡地については早期に確実な更新を図るものとします。

(2) 生物多様性ゾーン（水辺林タイプ）

ア 区域の設定

該当なし

イ 森林施業の方法

該当なし

- (3) 生物多様性ゾーン（保護地域タイプ）
 - ア 区域の設定
該当なし
 - イ 森林施業の方法
該当なし

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針

美瑛町における一般民有林の所有者は、5ha以下の森林を所有する小規模森林所有者が所有者数の69%を占める。また、町内の一般民有林のうち、57%はカラマツ等の人工林であり、間伐や主伐の対象となることから、施業の集約化によるコストの低減と木材の安定供給を図る必要があります。このため、美瑛町森林組合及びその他の民間林業事業体による森林経営の受託や林地流動化の促進により、森林経営の規模拡大を促進します。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大を促進するための方策

委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等については、森林所有者等への働きかけ、施業集約化に向けた長期の施業の受委託などの森林の経営の受委託に必要な情報の入手方法の周知をはじめとした普及啓発活動のほか、森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、意欲ある森林所有者・森林組合・民間事業体への長期の施業等の委託を進めるとともに、森林経営の委託への転換を目指すものとします。その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、施業内容やコストを明示した提案型施業の普及及び定着を促進します。

併せて、今後、間伐等の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備など森林管理など森林管理の適正化を図るものとします。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林の施業又は経営の受託を実施する際には、受託者である森林組合・林業事業体と委託者である森林所有者が森林経営受委託契約を締結することとします。

なお、森林経営受委託契約においては、森林経営計画の計画期間内（5カ年間）において、自ら森林の経営を行うことができるよう造林、保育及び伐採に必要な育成権が付与されるようにすることに加えて、森林経営が施業の行う森林のみならず、当面の施業を必要としない森林に対する保護も含めた計画となるよう委託事項を適切に設定することに留意するほか、森林経営計画の実行・監理に必要な路網の設置及び維持運営に必要な権原や、森林整備に要する支出の関係を明確化するための条項を適切に設けることに留意します。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るため、市町村を介して林業経営の意欲の低い小規模零細な森林所有者の経営を意欲と能力のある林業経営者につなぐことで林業経営の集積・集約化を図るとともに、経済的に成り立たない森林については、市町村が自ら経営管理を行うことができるように図るなど、森林経営管理制度の活用にも努めることとします。

また、森林経営管理制度に基づく意向調査については、森林調査簿や林地台帳を基に経営管理が行われていないと思われる森林を対象として実施し、森林所有者が責務を果たすよう森林経営計画の作成を促進します。

5 その他必要な事項

該当なし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

本町における、民有林面積は14,457haであるが、所有形態別にみると私有林12,820ha、町有林1,634haとなっています。一般民有林の森林所有者は1,341名で、その内個人所有者は1,252名と全体の93%を占めています。

また、不在村森林所有者が580名と多数であることから、森林や林業経営並びに森林施業に対するより一層の理解を深めるよう、普及・啓発活動の強化を図りながら、積極的な森林施業の共同化の推進に努めることとします。

本町の森林所有者の69%の5ヘクタール未満の小規模な森林所有者には、森林施業を計画的、効率的に行うために、町、森林組合、森林所有者が地域ぐるみの推進体制を整備するとともに、集落単位での森林の施業の集約化を図っていくこととします。長期、短期の施業委託や路網の整備により、地域の森林整備を森林組合が中心となって計画的に進めていくこととします。

森林施業の共同化を促進するためには、森林所有者間の合意形成を図ることが必要です。このため、道、町及び森林組合等による普及啓発活動を通じて、森林施業を共同で行うための合意形成に努めるとともに森林組合等、林業事業者への施業の委託や共同化などを支援することにより、適正な森林施業の促進に努めます。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

○ 合意形成と施業実施協定の締結の促進

森林施業の共同化を促進するためには、森林所有者間の合意形成を図ることが必要です。

このため、市町村及び森林組合等による地域協議会等を開催するとともに、普及啓発活動を展開することにより、合意形成を図るものとします。

また、共同化をより確実に進めるため、森林施業の共同実施及び作業路網の維持管理等を内容とする施業実施協定や、森林ボランティア団体の活動場所の確保と森林施業の確実な実施と確保等を内容とする施業実施協定について締結の促進を図ります。

○ 長期施業受委託の促進等

森林所有者等へ施業等の受委託の働きかけを積極的に行い、意欲ある森林組合等の林業事業者への施業等の集約化を図るものとします。特に不在村森林所有者が多い地区にあっては、不在村森林所有者への普及啓発活動を強化し、森林組合等による施業の長期受委託を促進するものとします。その際、長期的な施業受委託が円滑に進むよう、森林所有者等への情報提供と施業方法やコストを明示する提案型施業の普及及び定着を促進するものとします。

併せて、今後、間伐等の適切な整備及び保全や施業の受委託を推進するための条件整備として、境界の整備などにより適切な森林管理を進めるものとします。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林所有者等が共同して森林施業を実施する際は、次の内容に留意することに努めることとします。

- ・ 共同して森林施業を実施する者は、一体として効率的に施業を実施するのに必要な作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にすること。
- ・ 共同して森林施業を実施する者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は相互提供、林業事業者等への共同による施業委託、種苗その他共同購入等共同して行う施業の実施方法をあらかじめ明確にすること。
- ・ 共同して森林施業を実施する者の一人が上記により明確にした事項について遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は森林施業の共同化の実効性が損なわれないよう、あらかじめ、施業の共同実施の実効性を担保するための措置について明確にすること。

4 その他必要な事項

該当なし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

林道（林道専用道含む。以下同じ）、森林作業道など車両や林業機械が走行する路網について、効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準について、次のとおり定めます。

区分	作業システム	路網密度	
			基幹密度
緩傾斜地（0°～15°）	車両系作業システム	110以上	35以上
中傾斜地（15°～30°）	車両系作業システム	85以上	25以上
急傾斜地（30°～）	架線系作業システム	20<15>以上	20<15>以上

注) 1「車両系作業システム」とは、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。グラップル、ウィンチ、フォワーダ等を活用。

注) 2「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤード等を活用。

注) 3「急傾斜地」の<>書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度。

なお、本表は、木材搬出予定箇所路網を整備する際の目安として適用するものであり、施業を行わない箇所、伐採・搬出を伴わない施業（造林・保育）を行う箇所に適用するものではありません。

作業システムについては、間伐等の素材生産の低コスト化、高効率化を図るためには、高性能林業機械の性能を最大限の発揮させることを主眼とした労働生産性の向上が不可欠となります。このためには、機械の性能に応じ一定規模以上の事業量の安定的な確保や、機械作業に適合した高気密の路網、工程全体を通じて生産性が高まるような人員や機械の配置など、地域においてそれらを総合的に組み合わせた低コスト作業システムを構築していく必要があります。特に作業全体の効率性を左右する木寄せ・集材工程の効率化を図ることが重要であることから、次の表を目安として主にグラップル、フォワーダ等を活用した車両系林業機械に適合させる形で、輸送距離や輸送量を勘案し、路網をそれぞれの役割に応じて組み合わせ、傾斜等に応じた密度により適切に配置することとします。

傾斜区分	伐倒	集材《木寄せ》	造材	巻立て
緩傾斜地 (0°～15°)	フェラーバン チャー	トラクタ【全木集材】 《グラップルローダ》	ハーベスタ・プロセッサ	グラップルローダ (ハーベスタ・プロセッサ)
	フェラーバン チャー	スキッダ【全木】	ハーベスタ・プロセッサ	グラップルローダ (ハーベスタ・プロセッサ)
	ハーベスタ	トラクタ【全幹集材】 《グラップルローダ》	ハーベスタ	グラップルローダ (ハーベスタ)
	ハーベスタ	フォワーダ【短幹集材】	(ハーベスタ)	(フォワーダ)
中傾斜地 (15°～30°)	チェーンソー	トラクタ【全木集材】 《グラップルローダ》	ハーベスタ・プロセッサ	グラップルローダ (ハーベスタ・プロセッサ)
急傾斜地 (30°～)	チェーンソー	スイングヤード 【全幹集材】	チェーンソー ハーベスタ・プロセッサ	グラップルローダ (ハーベスタ・プロセッサ)

※ () は、前行程に引き続き同一機種により実施する工程について記載。

※ 【】 は、集材方法

※集材《木寄せ》工程において、グラップルローダ（全幹）を集材に活用している事例がある。

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

作業路網の整備と併せて、効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）を次のとおり設定します。

路網整備等推進区域名	面積	開設予定路線	開設予定延長	対図番号	備考
地区	ha	線	m		

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設にかかる留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の林道の整備を図る観点等から、林道規程（昭和48年4月1日付け林野道第107号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成22年9月4日付け森計第1280号北海道水産林務部長通知）に則り開設します。

イ 基幹路網の整備計画

二股（開設-自動車道）

(2) 細部路網の整備に関する事項

ア 細部路網の作設に関する留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、林道との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から、森林作業道作設指針（平成22年11月17日付け林整第656号林野庁長官通知）を基本として、道が定める森林作業道作設指針（平成23年3月31日付け森整第1219号北海道水産林務部長通知）に則り開設します。

(3) 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要項」（平成14年3月29日付け13林整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理する。

4 その他必要な事項

該当なし

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

森林の整備及び保全に不可欠な林業労働力を安定的に確保するためには、就労相談から定着支援までの一貫した取組が必要です。

このため、労働条件の改善に努めるとともに、就労環境や、各種支援、助成制度、就労に欠かせない住宅などの生活基盤等の情報を地域の情報誌やインターネット等を活用し発信するなどUJIターン者をはじめ、林業就労に意欲を有する若年層の林業従事者の確保を図りつつその受け皿となる林業事業体の経営体質強化を推進するものとします。

(1) 林業に従事する者の養成及び確保の方向

新規の林業就業者や専門的知識を有する技術者の養成、高性能林業機械など高度な運転技術が必要とされるオペレーターや次世代を担う中堅労働者を対象とした作業リーダーの育成など、研修制度の充実を図るとともに、林業への新規参入や就労の長期化を促進するための支援などを総合的に推進し、人材の育成及び確保を図るものとします。

(2) 林業労働者及び林業後継者の育成方策

(ア) 林業労働者の育成

林業労働者の育成のため、次のとおり対策を進めることとします。
新規の森林所有者、若手林業後継者及び林業グループに対し、経営手法や技術の普及指導を図り、後継者等が安定して林業経営を維持できるよう支援します。

(イ) 林業後継者等の育成

本町の林業は、小規模経営でしかも農業との兼業が、大半を占めていることから、農業の振興策とともに林業後継者の育成と確保のための対策を促進する必要があります。

このため、林業後継者に対しても林業経営技術の向上や改善についての、情報の提供及び研修会等の受講を推進し、林業後継者等の育成強化に努めることとします。

(3) 林業事業体の体質強化方策

年間を通じた林業従事者の就労を確保するため、林業事業体における森林整備事業の掘り起こしや、林業経営コンサルタントなど、経営の多角化や協業化、合併等による広域化を進め、経営の体質強化、高度化を促進するものとします。

特に地域の森林における森林整備の中心的な担い手や、山村地域の雇用の受け皿として、重要な役割を担う森林組合の経営基盤の強化が必要であるため、組織体制の充実や、事業活動の強化、合併の推進などを図り、地域の中核となる森林組合の育成に努めるものとします。

また、未利用材を有効活用した製品の開発、提供や森林見学ツアーなどの森林空間を活用した森林関連ビジネスを支援するものとします。

さらに、北海道において、森林整備等を行う林業事業体の基本的情報等を登録し、公表する「北海道林業事業体登録制度」が創設されたことから、本町においても、森林整備等を林業事業体に請負で実施するにあたり、適切な森林施業を行い、労働安全衛生管理に努める登録林業事業体の活用に努めます。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

(1) 林業機械化の促進方向

将来の森林資源に対する生産供給体制の整備と森林施業の合理化を図るため、緩傾斜地における林内作業では、チェーンソーと、トラクタによる作業システムに加え、ハーベスタによる伐倒、枝払い、玉切り作業とフォワーダによる短幹集材作業のシステムを活用するなど、高性能林業機械による効率的な作業システムの普及及び定着を図るものとします。

また、高性能林業機械の導入及び効率的な利用について取り組むものとします。

(2) 高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

区 分		現 状 (参考)	将 来
伐	倒	チェーンソー	ハーベスタ、プロセッサ フェラーバンチャ グラップルソー
造	材	チェーンソー グラップル	プロセッサ
集	材	林内作業車 小型集材機 林内トラクター	タワーヤーダ、スキッド フォワーダ、ログローダ
造林 保育等	地下 拵刈	チェーンソー 刈払機	
	枝 打	枝打鋸	

(3) 林業機械化の促進方策

- ・ 従来からも、必要に応じて林業機械操作者の養成は行ってきたところではありますが、今後も、優良で作業の安全確保や効率的な操作技術を習得した、オペレーターの養成を確保するため、各種の研修会・講習会等への積極的な参加等を促進することとします。
- ・ 効率的な、高性能林業機械の導入促進にとともに、森林施業の共同化や施業の計画的な実施に

加えて、各事業の掘り起こしや施業体系の課題等の見直しについても更に検討を加えながら、事業量の安定的な確保と生産コストの低減等に努めることとします。

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

林産物の利用促進にあたっては、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律に基づき、美瑛町が策定した、「美瑛町地域材利用推進方針」に基づき、公共建築物において積極的に木材・木製品を利用するほか、住宅用建築材や木製工作物等、幅広い用途での地域材の利用を促進しつつ、このような需要に対し地域材を安定的に供給するため、木材流通の合理化や木材産業の体質強化を推進することとします。

地域の森林・林業、木材産業等の活性化及び木材自給率の向上を図るためには、地域で生産された木材を地域で消費する「地財地消」の推進が重要です。特に、本計画区は豊富な森林資源を背景に、木材・木製品、パルプ・製紙業などの木材関連産業が発達しており、地域の基幹産業となっていることから、地財地消の取組を推進することにより、地域の活性化につながることを期待できます。このため、地財地消に向けた道民への普及啓発活動や、工務店・設計会社等との連携などに取り組むとともに、一般消費者への周知を徹底し、需要促進を図るよう努めることとします。

また、地財地消の推進にあたっては、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律に基づき、北海道が策定した「北海道地域材利用推進方針」（平成23年3月策定）に即して公共建築物において積極的に木材、木製品を利用するほか、商用施設・一般住宅用建築材や家具・木工品などへの地域材利用を促進します。また、木質バイオマスを農業用資材や熱・電気のエネルギー源として利用するなど、地域の需要にあった幅広い用途への利用を促進します。このような需要に対し地域材を安定的に供給するため、地域関係者で一体となって森林資源の保続に努めるとともに、木材流通の合理化や木材産業の体質強化を推進します。

4 その他必要な事項

- ・ 本町は、豊富な森林資源を有しているが、主要産業である農林業の低迷等から就業の場が限られており、今後、若者等を積極的に受入れ地域のコミュニティや経済の活性化を図っていくために、新たな産業の育成等を通じて、就業機会の創設並びに確保が必要である。

また、本町は都市にはない多くの魅力や可能性を秘めており、こうした地域固有の魅力を地域住民が自覚し、その特性を活かしながら都市との共生・対流の促進を図っていく必要があります。

- ・ このため、地域資源を活用した新たな産業の育成、就業の場の創出を行政と地域住民さらには外部の関係者等が一体となって検討していくとともに、地域産品等の産地直送体制の整備、情報ネットワーク化、地域材の供給コストの低減やロットの拡大など流通の見直し等についても積極的に取り組んで行くこととします。

森林整備においても、地域住民や都市住民の多様なニーズに応じた森林整備を、森林所有者等の理解と協力のもとに計画的に推進するとともに、都市住民等にとっても魅力ある地域社会を構築していくものとします。

III 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域の設定及び当該地域内における鳥獣害の防止の方法

エゾシカによる森林の被害状況等に応じ、被害防止するため措置を実施すべき森林の区域及び当該地域内におけるエゾシカ被害防止の方法について、次のとおり定めます。

(1) 区域の設定

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）」に基づき、エゾシカによる森林被害の状況等を把握できる全国共通のデータ及び、エゾシカ被害マップデータ等に基づき、食害や剥皮等の被害がある森林又はそれら被害がある森林の周辺に位置し被害発生のおそれがあるなど、エゾシカによる被害を防止するための措置を実施すべき森林を林班単位で別表4のとおり定めます。

また、区域は必要に応じ、試験研究機関の論文等の文献、森林における各種調査、地域住民等からの情報その他、エゾシカによる森林被害又は生息情報により補正することとします。

(2) 鳥獣害の防止の方法

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、次のとおりエゾシカによる被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、次のア又はイに掲げるエゾシカ防止対策を地域の実情に応じ単独又は組み合わせ推進するとともに被害防止対策については、特に人工植栽が予定されている森林を中心に推進することとします。

なお、アに掲げる防護柵については改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図るよう努めるとともに、エゾシカ防止対策の実施に当たっては鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整することとします。（関連計画：北海道エゾシカ管理計画、鳥獣被害防止計画）

特に、生息密度が高い地域においては巡回などにより被害状況等森林の状態を的確に把握し、被害が発生し、又はそのおそれのある森林については森林組合、林業事業体等の関係機関と連携し、適切な鳥獣害防止対策を早期に行うよう努めることとします。

ア 植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、忌避剤散布や幼齢木保護具の設置、枝条巻き、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリング・巡視等を実施します。

イ 捕獲

わな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）、誘引狙撃等の銃器による捕獲等を実施します。

2 その他必要な事項

鳥獣害防止森林区域においては、エゾシカの被害防止対策が適切に実施されているかどうかを現地調査や各種会議での情報交換、林業事業体や森林所有者等からの情報収集等を行うこと等により確認することとします。

また、食害の生じるおそれがある地域については、造林林種の選定に当たりアカエゾマツ等の嗜好性の低い樹種の植栽を検討することとします。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害については、被害の早期発見及び早期防除に努め、当該病虫害の種類や被害の程度に応じ、薬剤の塗布、被害木の伐倒・整理など適切な方法により防除を行うものとします。

なお、森林病虫害がのまん延のために緊急に伐倒駆除する必要がある場合等については、伐採の促進に関する指導等を行う場合があります。

(2) その他

森林病虫害の被害の早期発見、早期防除のため、美瑛町と道の振興局、林産試験場、美瑛町森林組合、その他林業関係者が連携して対応します。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

(1) エゾヤチネズミによる食害の発生を防ぐため、カラマツ植栽地においてはネズミの生息場所となる枝条のたい積を避けるとともに、可能な場合は対鼠性の高い樹種を植栽する等の対策を行います。また、ネズミの発生動向も踏まえ、必要に応じて殺鼠剤の散布や防鼠溝の設置等の対策を実施することとします。

(2) 鳥獣害防止森林区域外のエゾシカ及びその他の野生鳥獣による被害については、その早期発見に努めるとともに、試験研究機関等と連携し、発生原因の究明及び防除技術の開発等を行い早期防除に努めることとします。

(3) 森林の保護に当たっては、森林組合、林業事業体等の関係機関及び地域住民との一層の協力のもとに、必要に応じて、野生鳥獣の生息環境となる針広混交の育成複層林や天然生林に誘導する等、野生鳥獣との共存に配慮した対策を適切に推進することとします。

3 林野火災の予防の方法

山火事等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、森林巡視、山火事警防等を適時適切に実施するとともに、防火線・防火樹帯等の整備を推進することとします。

また、春先の乾燥時期には森林巡視を強化するほか、森林の保護及び管理を要する重点地域を設け、効果的な防火線・防火道等の整備や保護標識、消火器格納庫等の施設を設置するものとします。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合は、「美瑛町火入れに関する条例」に基づき申請・許可を行ったうえで実施します。申請書の提出に当たっては、火入れ場所、日時、目的、防火体制、責任者を確実に記入し、火入れ周辺見取り図等関係書類を添付すること。火入れの実施に当たっては、許可要件を順守し、防火体制や気象条件に十分注意した上で実行するものとします。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

森林の所在	伐採を促進すべき理由	備考
該当なし		

(2) その他

ア 気象害については、過去の被害事例を参考に保護樹帯を設けるなどの防止対策に努めることとします。

イ 森林の巡視にあたっては、民有林の中で、森林レクリエーションのための利活用が特に多く、山火事等の森林被害が多発する恐れのある地域を重点的に実施することとし、森林法違反行為の未然防止、山火事の防止、森林の産物の盗採等の防止、森林被害の早期発見等を重点的な点検事項とします。

また、自然公園や自然環境保全地域、鳥獣保護区等の区域、希少な野生生物の生育・生息地域、盗採等の違反行為のおそれがある地域、主要な展望地や園地など利用者の入り込みが多い地域、山火事等の発生が懸念される地域等においては、自然保護監視員、鳥獣保護管理員、林業関係者等が相互に連携して、巡視活動並びに利用者への指導を行うこととします。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

該当なし

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

該当なし

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

該当なし

4 その他必要な事項

該当なし

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

森林所有者等が森林経営計画を作成し、計画に基づいた施業を実施することは、美瑛町森林整備計画の達成に寄与することにつながることから、森林所有者等に対する制度の周知、作成に係る支援などにより計画の作成を推進します。

森林整備計画の作成にあたっては、次の事項について適切に計画するものとします。

- (1) IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽後の植栽
- (2) IIの第4の公益的機能別施業森林の施業方法
- (3) IIの第6の3の森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第7の3の共同で森林施業を実施する上で留意すべき事項

(4) Ⅲの森林病虫害の駆除又は予防その他森林の保護に関する事項

2 生活環境の整備に関する事項

○生活環境施設の整備計画

該当なし

3 森林の整備を通じた地域振興に関する事項

美瑛町地域材利用推進方針に基づき、地域で生産・加工された地域材を活用した建築物の建設、木工品などの商品開発を積極的に推進し、地元材の活用を推進します。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

白金ダム周辺の森林については、白金温泉地区の観光資源として、魅力ある森林レクリエーションの場として整備することが期待されており、景観に配慮した森林整備を実施し、自然観察の森、遊歩道等の施設整備を進めます。

○森林の総合利用施設の整備計画

施設の種類	現 状(参考)		計 画		
	位 置	規 模	位 置	規 模	
白金ダム周辺	白金地区	200ha	白金地区	エントランス広場	5.0 ha
				自然観察の森	0.5 ha
				湖畔周回コース	6.0 km
				その他	

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組に関する事項

近年、森林に対する住民のニーズは高度・多様化しており、地域住民や都市住民の要望に応え得る森林整備をして行くことが必要となってきました。

このため、森林に対する多様なニーズを適確に把握し、わかりやすい形での公表や説明会等の開催など、住民参加を通じて意見等を反映していくものとします。

また、様々な体験活動を通じて、森林と関わる形での森林利用への期待が高まっていることから、森林所有者等の理解と協力を得ながら、森林の整備を進めるとともに、教育・福祉・保健等の分野とも連携し、森林環境教育や健康づくり等のための森林利用を推進して行くことに努めることとします。

(2) 上下流連携による取組に関する事項

美瑛川をはじめとし、本町を流れる石狩川水系の各河川は、下流域の市町村の重要かつ貴重な水源として活用されています。

このようなことから、下流の住民や各種団体等に対し、水資源の重要性はもとより、森林が果たしている機能や特性をはじめ、森林の造成や整備等の必要性に対するより一層の、理解と協力を深めるよう努めることとします。

(3) その他

将来にわたって森林の整備に対する地域住民の理解を得ていくためには、学校教育等の現場で次世代を担う青少年の森林に対する興味や関心を深める必要があります。

このことから、森林の役割や整備等の重要性に関する学習機会の確保や、木のぬくもり・香りなどの体感をつうじて、木の良さを認識してもらうため、各種の施設や遊具等における木材の利用を図ることに努めることとします。

6 その他必要な事項

(1) 特定保安林の整備に関する事項

特定保安林は、指定の目的に即して機能していないと認められる保安林です。

その整備に当たっては、間伐等の必要な施業等を積極的かつ計画的に推進し、当該目的に即した機能の確保を図るものとします。

特に、造林、保育、伐採その他の施業を早急に実施する必要がある森林については、「要整備森林」とし、森林の現況等に応じて、必要な施業の方法及び時期を明らかにしたうえで、その実施の確保を図るものとします。

なお、「要整備森林」は、地域森林計画において指定されます。

(2) 法令等により施業について制限を受けている森林の施業方法

法令により立木の伐採につき制限がある森林（以下、「制限林」という。）については、該当する法令に基づいて施業を行い、制限林が重複して指定されている場合は、制限が強い方の施業方法に基づいて行うこととしています。

ア 保安林及び保安施設地区の区域内的の森林

保安林及び保安施設地区の区域内的の森林の施業は、森林法により定めた指定施業要件に基づき行うものとし、立木の伐採等を行う場合は許可又は届出が必要となります。

なお、指定施業要件は個々の保安林ごとに定められていますが、一般的な留意事項は次のとおりです。

(ア) 主伐の方法

a 伐採できる立木は、市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとします。

b 伐採方法は、次の3区分とします。

(a) 伐採方法の指定なし（皆伐を含む。）

(b) 択伐（伐採区域内的の立木を均等な割合で伐採するもの。）

(c) 禁伐（全ての立木の伐採を禁止するもの。）

(イ) 伐採の限度

a 皆伐面積の限度は、森林法施行令第4条の2第3項の規定に基づき公表される面積の範囲内とします。

b 一箇所当たりの皆伐面積の限度は、次のとおり指定施業要件に定められています。

(a) 水源かん養保安林（ただし、急傾斜地の森林及び保安施設事業の施行地等の森林その他森林施業上これと同一の取り扱いをすることが適当と認められる森林に限る。）については、20ヘクタール以下とします。

(b) 土砂流出防備、飛砂防備、干害防備及び保健の各保安林については、10ヘクタール以下とします。

(c) その他の保安林であって、当該森林の地形、気象、土壌等の状況を勘案し、特に保安機能の維持又は強化を図る必要があるものについては、20ヘクタール以下とします。

c 防風、防霧保安林については、標準伐期齢以上である部分を幅20メートル以上にわたり帯状に残存させなければなりません。

d 択伐の限度は、当該森林の立木材積に択伐率を乗じて得られる材積を超えないものとします。

e 初回の択伐率は、指定施業要件に定められている率とします。また、2回目以降の択伐率は、伐採しようとする当該森林の立木の材積から前回の択伐直後の当該森林の立木の材積を減じて得た材積を伐採しようとする当該森林の材積で除して算出し、この率が10分の3を超えるときは10分の3（指定施業要件で定められた条件を満たす場合には10分の4）とします。

(ウ) 特例

a 伐期齢の特例の認められている保安林は、標準伐期齢に達していなくても伐採することができます。

b 伐採方法についての特例は、択伐と定められている森林にあつては伐採指定なし、同じく禁伐と定められている森林については択伐とします。

c 特例の有効期限は、当該特例の指定日から10年以内とします。

(エ) 間伐の方法及び限度

a 間伐をすることができる箇所は原則として、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とします。

b 間伐の限度は、該当森林の立木材積の100分の35を超えない範囲で、指定施業要件に定められた率とします。

(オ) 植栽の方法及び期間

a 伐採跡地への植栽は、当該箇所に指定施業要件として定められた樹種及び本数を均等に分布するように行われなければなりません。

b 植栽は、伐採が終了した年度の翌年度の初日から起算して2年以内に行わなければなりません。

イ 自然公園特別地域内における森林

該当なし

ウ その他の制限林

その他の制限林における伐採方法については、表1のとおりとします。

表1 その他の制限林における伐採方法

区 分	伐 採 方 法
その他の制限林	(1) 原則択伐とし、伐採率は蓄積の30%とします。 (2) 鳥獣保護区特別保護地区内においては、鳥獣の生息、繁殖、又は安全に支障があると認められるものについては、択伐（その程度が著しいと認められるものについては禁伐）とします。 (3) 砂防指定地内においては、治水砂防上影響を及ぼさないよう、原則、択伐とし、皆伐を行う場合は伐採面積が1ヘクタール未満とします。 (4) 史跡、名称又は天然記念物に指定されている区域（伝統的建造物群保存地区を除く。）においては、原則、禁伐とします。

(3) 森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項

地域の特性に応じた具体的な施業の方法に関して、森林組合等の林業事業者、北海道指導林家や青年林業士など地域の関係者の合意形成を図り、適切な方法による間伐等の森林整備が進むよう道の指導機関と連携した普及啓発を進めます。

(4) 森林の管理の状況等から公益機能の維持・向上を図るために特に整備すべき森林に関する事項

水源地である地区は、水資源の涵養の機能を特に発揮させる必要があるため、長伐期施業の導入を促進することとし、適切な森林整備を図ることとします。

別表1 公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域

【一般民有林】
1 共通のゾーニング

区分	森林の区域		面積(ha)
	林班	小班	
水源涵養林	14	37	1.44
	15	36,43	3.92
	17	2,4,8,9,11,14~15,31,32,57,58,68,74,76,83,100~103,110,112,118,126を除く全域	210.63
	18	1~5,7,9,10~14,21~26,28~30,32~53,55,56,59,60~63,65~67,73~77を除く全域	26.60
	30	4,5,16,62,64~70,100~103を除く全域	25.98
	31	102,110~114を除く全域	108.60
	37	118~124,222~224を除く全域	165.51
	38	130~134,227~229を除く全域	192.22
	39	全域	61.65
	40	全域	67.07
	41	21,22を除く全域	88.46
	42	全域	52.68
	43	17,18を除く全域	50.42
	44	全域	97.23
	45	全域	176.77
	46	全域	84.54
	47	全域	108.60
	48	全域	45.44
	49	全域	57.16
	50	全域	188.12
	51	全域	173.91
	52	全域	173.39
	53	54を除く全域	113.58
	56	全域	92.08
	57	全域	125.46
	59	41,45,57,87,88,98,101,102,103,104	9.68
	63	全域	133.37
	66	全域	119.83
	67	全域	160.60
	68	全域	75.15
	69	82,109,110を除く全域	122.75
	70	全域	198.20
	71	全域	67.12
	72	全域	69.52
73	全域	114.52	
74	全域	121.08	
75	全域	134.76	
76	8,9を除く全域	176.28	
77	全域	125.64	
78	全域	110.52	
79	全域	122.67	
80	全域	132.92	
81	全域	88.44	
82	15~18を除く全域	161.75	
83	全域	77.68	
84	全域	148.56	
85	9~11を除く全域	191.29	
86	全域	164.20	
87	全域	88.48	
88	21,22を除く全域	180.92	
89	全域	72.92	
90	全域	136.70	
91	全域	88.16	

区分	森林の区域		面積(ha)
	林班	小班	
水源涵養林	92	21を除く全域	101.31
	93	全域	98.99
	94	全域	145.45
	95	全域	68.55
	96	54,69~71,74,77,79,84,93~97,101,114,115を除く全域	111.49
	97	67を除く全域	90.85
	98	29,184~188を除く全域	164.01
	99	全域	100.34
	100	全域	97.09
	103	113を除く全域	99.75
	104	全域	133.05
	105	全域	114.81
	106	全域	114.06
	107	全域	174.62
	108	全域	36.15
	109	全域	50.88
	110	2を除く全域	155.64
	111	6を除く全域	113.12
	112	全域	142.08
	113	全域	56.56
	114	全域	94.33
	115	全域	84.60
	116	全域	69.64
	117	全域	148.83
	118	全域	59.80
	119	全域	86.36
	120	全域	60.54
	121	75,76を除く全域	63.33
	122	全域	46.25
	123	全域	58.87
	124	全域	93.22
	125	全域	88.73
	126	9,33,40,52,56~59,71,72を除く全域	74.36
	127	11,38,41,44,51,54~56	62.87
	128	全域	44.46
129	196,197を除く全域	303.85	
130	159を除く全域	152.76	
131	全域	188.00	
132	89を除く全域	64.11	
133	177~187を除く全域	247.41	
134	168,169を除く全域	128.98	
135	17,22,25,55,57,58,61,72,73,83,90,91,98,111,121	100.30	
		計	10,375.57

区分	森林の区域		面積(ha)
	林班	小班	
山地災害防止林	6	72,73	1.72
	14	28,56~58,68,76~82,135,146,152,153	47.60
	15	4,7,13,28,32,42,55,66,72,76~78	25.72
	16	25	0.68
	18	32~44,76,77	8.07
	19	6,11,16,20,21,26	1.92
	20	1,2,4,7,9,28,29,33~36,38,118	5.61
	30	4,5,16,62,64~70,100~103	15.77
	31	102,110~114	5.95
	33	18	0.18
	37	118~124,222~224	18.01
	38	130~134,227~229	10.88
	41	21,22	2.35
	43	17,18	3.65
	53	54	0.07
	58	77~79	1.04
	62	94,95,107	0.88
	64	13,88,96,102,104,107~109	4.64
	69	82,109,110	1.25
	76	8,9	3.24
	82	15~18	4.68
	85	9~11	4.12
	88	21,22	1.96
	96	54,69~71,74,77,79,84,93~97,101,114,115	8.44
	97	67	1.52
	98	29,184~188	0.68
	102	76~79,114	1.06
	103	113	0.80
	110	2	4.32
	111	6	0.76
121	75,76	0.84	
126	9,33,40,52,56~59,71,72	8.34	
127	11,38,41,44,51,54~56	4.32	
129	196,197	0.44	
132	89	0.84	
133	177~187	7.40	
134	168,169	1.10	
135	17,22,25,55,57,58,61,72,73,83,90,91,98,111,121	6.32	
136	8	1.20	
137	26,28,50,62,67,69,83,106	17.20	
138	24	0.20	
139	47,67~69	1.12	
140	3,5,19	1.84	
145	15,18,19,30~32	2.16	
148	37	3.20	
149	11~15,19,20,22,23,39,66~68,97,99,113,114,116,118,134, 136~142,154~157	17.22	
150	37,44~47,63,78,81,82,85,86	5.48	
		計	266.79
区分	森林の区域		面積(ha)
	林班	小班	
生活環境保全林	18	32~44,76,77	8.07

2 上乘せのゾーニング

区分	森林の区域		面積(ha)
	林班	小班	
水資源保全ゾーン	17	2,4,8,9,11,14~15,31,32,57,58,68,74,76,83,100~ 103,110,112,126を除く全域	210.63
	18	1~5,7,9,10~14,21~26,28~30,32~53,55,56,59,60~63,65 ~67,73~77を除く全域	26.60

【道有林】
該当なし

区分	森林の区域		面積(ha)
	林班	小班	
木材等生産林	1	全域	67.12
	2	全域	144.24
	3	全域	125.88
	4	全域	266.44
	5	全域	83.06
	6	72,73を除く全域	156.19
	7	全域	260.66
	8	全域	57.05
	9	全域	55.43
	10	全域	22.27
	11	全域	63.15
	12	全域	29.10
	13	全域	99.14
	14	28,56~58,68,76~82,135,146,152,153を除く全域	237.77
	15	4,7,13,28,32,42,55,66,72,76~78を除く全域	75.72
	16	25を除く全域	89.30
	17	2,4,8,9,11,14~15,31,32,57,58,68,74,76,83,100~103,110,112,118,126	21.53
	18	1~5,7,9,10~14,21~26,28~30,45~53,55,56,59,60~63,65~67,73~75	37.01
	19	6,11,16,20,21,26を除く全域	29.05
	20	1,2,4,7,9,28,29,33~36,38,118を除く全域	46.45
	21	全域	43.50
	22	全域	21.64
	23	全域	2.26
	24	全域	40.50
	25	全域	37.26
	26	全域	16.51
	27	全域	46.71
	28	全域	33.69
	29	全域	31.26
	32	全域	68.38
	33	18を除く全域	49.46
	34	全域	38.85
	35	全域	0.20
	36	全域	84.76
	58	77~79を除く全域	53.23
	59	全域	70.72
	60	全域	13.94
	61	全域	23.51
	62	94,95,107を除く全域	80.81
	64	13,88,96,102,104,107~109を除く全域	130.47
	65	全域	109.39
	101	全域	44.63
	102	76~79,114を除く全域	64.08
	133		0.20
	136	8を除く全域	18.92
	137	26,28,50,62,67,69,83,106を除く全域	68.77
	138	24を除く全域	93.91
	139	47,67~69を除く全域	38.58
	140	3,5,19を除く全域	29.37
	141	全域	21.45
	142	全域	17.55
143	全域	59.16	
144	全域	62.16	
145	15,18,19,30~32を除く全域	15.02	
146	全域	82.12	
147	全域	15.07	
148	37を除く全域	34.68	
149	11~15,19,20,22,23,39,66~68,97,99,113,114,116,118,134,136~142,154~157を除く全域	57.57	
150	37,44~47,63,78,81,82,85,86を除く全域	51.59	
151	全域	108.16	
特に効率的な 施業が可能 な森林	1	23~26,28,30,42,44~46,86,92を除く全域	39.12
	2	5,7~10,14~17,19,37,38,56,73,111,122を除く全域	104.92
	3	55,58,65,76~78,86,90,105を除く全域	58.67

区分	森林の区域		面積(ha)
	林班	小班	
特に効率的な 施業が可能 な森林(木材 等生産林の 内、次の小班 とする)	4	12,13,14,15,22,70,89,105,113~117,136,162,170,173,195,272 を除く全域	208.20
	5	67,93~95,120,121を除く全域	57.90
	6	1,43,46,61,62,66~ 68,71,108,109,114,121,126,128,130,133,134,145,146,166~ 168,170,171,175,199,210,229,231,237,254,255を除く全域	113.96
	7	4,6~11,14,54,64,65,67,79,86,87を除く全域	178.86
	8	2を除く全域	30.09
	9	59~61,63を除く全域	20.22
	10	全域	11.18
	11	10,11を除く全域	28.99
	12	106~108を除く全域	19.86
	13	11,76,77,97を除く全域	32.27
	14	48,49,56~58、78,80,82,88,96,135,146を除く全域	79.83
	15	7,13,27,36,42,43,58,59,72,74,76~78を除く全域	48.12
	16	25,75,76を除く全域	36.34
	17	2,8,68,76,100~102,110,112	7.11
	18	1,3,7,10,21,26,60,61,65,67,73,74	9.17
	19	6,25を除く全域	15.81
	20	1,2,28,29,33~35,38,118,119を除く全域	17.60
	21	23,28,34を除く全域	14.46
	22	全域	9.02
	23	16を除く全域	0.50
	24	69,115,121を除く全域	32.65
	25	41,113,126を除く全域	36.92
	26	4,13,14を除く全域	11.27
	27	22,23,24,29,58,76,155を除く全域	29.56
	28	32,33,156を除く全域	29.68
	29	全域	21.51
	32	2,40,122を除く全域	57.38
	33	4,5,79,80を除く全域	17.08
	34	63~66,68,70~72を除く全域	18.81
	35	4を除く全域	0.20
	36	9,116を除く全域	62.60
	58	6,9,35,37,38,44,65,66,68,76を除く全域	44.79
	59	8,40,41,45,52,53,57,65,85~89,94,98,101~106,108を除く全域	33.77
60	47,48,56を除く全域	7.22	
61	43,48を除く全域	14.79	
62	40,79,107を除く全域	72.84	
64	2,3,18,19,21,82,83,104,107~109,164,166,179,180,189を除く全域	99.74	
65	50,84,129,135,168,169を除く全域	84.52	
101	4,14,18,25,50,56,61を除く全域	36.87	
102	64,76~79,95,114を除く全域	38.72	
133	167を除く全域	0.20	
136	8を除く全域	17.31	
137	12~17,19,20,58,60,67~69,80,92を除く全域	48.12	
138	9,38,59,108,109,111,113,201,202を除く全域	59.21	
139	全域	16.34	
140	3を除く全域	21.09	
141	全域	11.57	
142	40を除く全域	6.05	
143	11,35,57を除く全域	31.94	
144	17,38,42を除く全域	43.61	
145	28を除く全域	11.64	
146	56,60を除く全域	61.10	
147	6,23,26,27,29~31	6.99	
148	6,28,68を除く全域	14.88	
149	13,14,19,39,66,118,137,140~142を除く全域	28.69	
150	44,46,75を除く全域	37.59	
		小計	2,309.45
		計	3,846.60

別表2 森林施業の方法を特定すべき森林の区域

区分	施業の方法	森林の区域		面積(ha)	森林経営計画における主な実施基準
		林班	小班		
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	伐期の延長を推進すべき森林	14	37	1.44	主伐林齢： 標準伐期齢 +10年以上 皆伐面積： 20ha以下
		15	36,43	3.92	
		17	2,4,8,9,11,14~15,31,32,57,58,68,74,76,83,100~103,110,112,118,126を除く全域	210.63	
		18	1~5,7,9,10~14,21~26,28~30,32~53,55,56,59,60~63,65~67,73~77を除く全域	26.60	
		30	4,5,16,62,64~70,100~103を除く全域	25.98	
		31	102,110~114を除く全域	108.60	
		37	118~124,222~224を除く全域	165.51	
		38	130~134,227~229を除く全域	192.22	
		39	全域	61.65	
		40	全域	67.07	
		41	21,22を除く全域	88.46	
		42	全域	52.68	
		43	17,18を除く全域	50.42	
		44	全域	97.23	
		45	全域	176.77	
		46	全域	84.54	
		47	全域	108.60	
		48	全域	45.44	
		49	全域	57.16	
		50	全域	188.12	
		51	全域	173.91	
		52	全域	173.39	
		53	54を除く全域	113.58	
		56	全域	92.08	
		57	全域	125.46	
		59	41,45,57,87,88,98,101,102,103,104	9.68	
		63	全域	133.37	
		66	全域	119.83	
		67	全域	160.60	
		68	全域	75.15	
		69	82,109,110を除く全域	122.75	
		70	全域	198.20	
		71	全域	67.12	
72	全域	69.52			
73	全域	114.52			
74	全域	121.08			
75	全域	134.76			
76	8,9を除く全域	176.28			
77	全域	125.64			
78	全域	110.52			
79	全域	122.67			
80	全域	132.92			
81	全域	88.44			
82	15~18を除く全域	161.75			
83	全域	77.68			
84	全域	148.56			
85	9~11を除く全域	191.29			
86	全域	164.20			
87	全域	88.48			
88	21,22を除く全域	180.92			
89	全域	72.92			
90	全域	136.70			
91	全域	88.16			
92	21を除く全域	101.31			
93	全域	98.99			

区分	施業の方法	森林の区域		面積(ha)	森林経営計画における主な実施基準
		林班	小班		
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	伐期の延長を推進すべき森林	94	全域	145.45	主伐林齢： 標準伐期齢 +10年以上 皆伐面積： 20ha以下
		95	全域	68.55	
		96	54,69～71,74,77,79,84,93～97,101,114,115を除く全域	111.49	
		97	67を除く全域	90.85	
		98	29,184～188を除く全域	164.01	
		99	全域	100.34	
		100	全域	97.09	
		103	113を除く全域	99.75	
		104	全域	133.05	
		105	全域	114.81	
		106	全域	114.06	
		107	全域	174.62	
		108	全域	36.15	
		109	全域	50.88	
		110	2を除く全域	155.64	
		111	6を除く全域	113.12	
		112	全域	142.08	
		113	全域	56.56	
		114	全域	94.33	
		115	全域	84.60	
		116	全域	69.64	
		117	全域	148.83	
		118	全域	59.80	
		119	全域	86.36	
		120	全域	60.54	
		121	75,76を除く全域	63.33	
		122	全域	46.25	
		123	全域	58.87	
		124	全域	93.22	
		125	全域	88.73	
		126	9,33,40,52,56～59,71,72を除く全域	74.36	
		127	11,38,41,44,51,54～56	62.87	
		128	全域	44.46	
		129	196,197を除く全域	303.85	
		130	159を除く全域	152.76	
131	全域	188.00			
132	89を除く全域	64.11			
133	177～187を除く全域	247.41			
134	168,169を除く全域	128.98			
135	17,22,25,55,57,58,61,72,73,83,90,91,98,111,121	100.30			
		計	10,375.57		
	伐採面積の規模の縮小を行うべき森林	17	2,4,8,9,11,14～15,31,32,57,58,68,74,76,83,100～103,110,112,126を除く全域	210.63	主伐林齢： 標準伐期齢 +10年以上 皆伐面積： 10ha以下
		18	1～5,7,9,10～14,21～26,28～30,32～53,55,56,59,60～63,65～67,73～77を除く全域	26.60	
			計	237.23	

区分	施業の方法	森林の区域		面積(ha)	森林経営計画における主な実施基準
		林班	小班		
森林の有する土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林(択伐による複層林施業を推進すべき森林)	6	72,73	1.72	主伐林齢： 標準伐期齢以上 伐採率： 30%以下又は40%以下 その他： 標準伐期齢時の立木材積の7/10以上を維持する
		14	28,56~58,68,76~82,135,146,152,153	47.60	
		15	4,7,13,28,32,42,55,66,72,76~78	25.72	
		16	25	0.68	
		18	32~44,76,77	8.07	
		19	6,11,16,20,21,26	1.92	
		20	1,2,4,7,9,28,29,33~36,38,118	5.61	
		30	4,5,16,62,64~70,100~103	15.77	
		31	102,110~114	5.95	
		33	18	0.18	
		37	118~124,222~224	18.01	
		38	130~134,227~229	10.88	
		41	21,22	2.35	
		43	17,18	3.65	
		53	54	0.07	
		58	77~79	1.04	
		62	94,95,107	0.88	
		64	13,88,96,102,104,107~109	4.64	
		69	82,109,110	1.25	
		76	8,9	3.24	
		82	15~18	4.68	
		85	9~11	4.12	
		88	21,22	1.96	
		96	54,69~71,74,77,79,84,93~97,101,114,115	8.44	
		97	67	1.52	
		98	29,184~188	0.68	
		102	76~79,114	1.06	
		103	113	0.80	
		110	2	4.32	
		111	6	0.76	
		121	75,76	0.84	
126	9,33,40,52,56~59,71,72	8.34			
127	11,38,41,44,51,54~56	4.32			
129	196,197	0.44			
132	89	0.84			
133	177~187	7.40			
134	168,169	1.10			
135	17,22,25,55,57,58,61,72,73,83,90,91,98,111,121	6.32			
136	8	1.20			
137	26,28,50,62,67,69,83,106	17.20			
138	24	0.20			
139	47,67~69	1.12			
140	3,5,19	1.84			
145	15,18,19,30~32	2.16			
148	37	3.20			
149	11~15,19,20,22,23,39,66~68,97,99,113,114,116,118,134,136~142,154~157	17.22			
150	37,44~47,63,78,81,82,85,86	5.48			
		計	266.79		

「長伐期施業を推進すべき森林」では、森林経営計画の実施基準として、主伐可能な林齢を次のとおりとする必要があります。

	樹種	主伐可能な林齢
人工林	エゾマツ・アカエゾマツ	96年以上
	トドマツ	80年以上
	カラマツ(ゲイマツとの交配種を含む)	48年以上
	その他針葉樹	64年以上
	カンバ・ドロノキ・ハンノキ(天然林を含む)	48年以上
	その他広葉樹	64年以上
天然林	主として天然下種によって生立する針葉樹	96年以上
	主として天然下種によって生立する広葉樹	128年以上

別表3

森林の区域

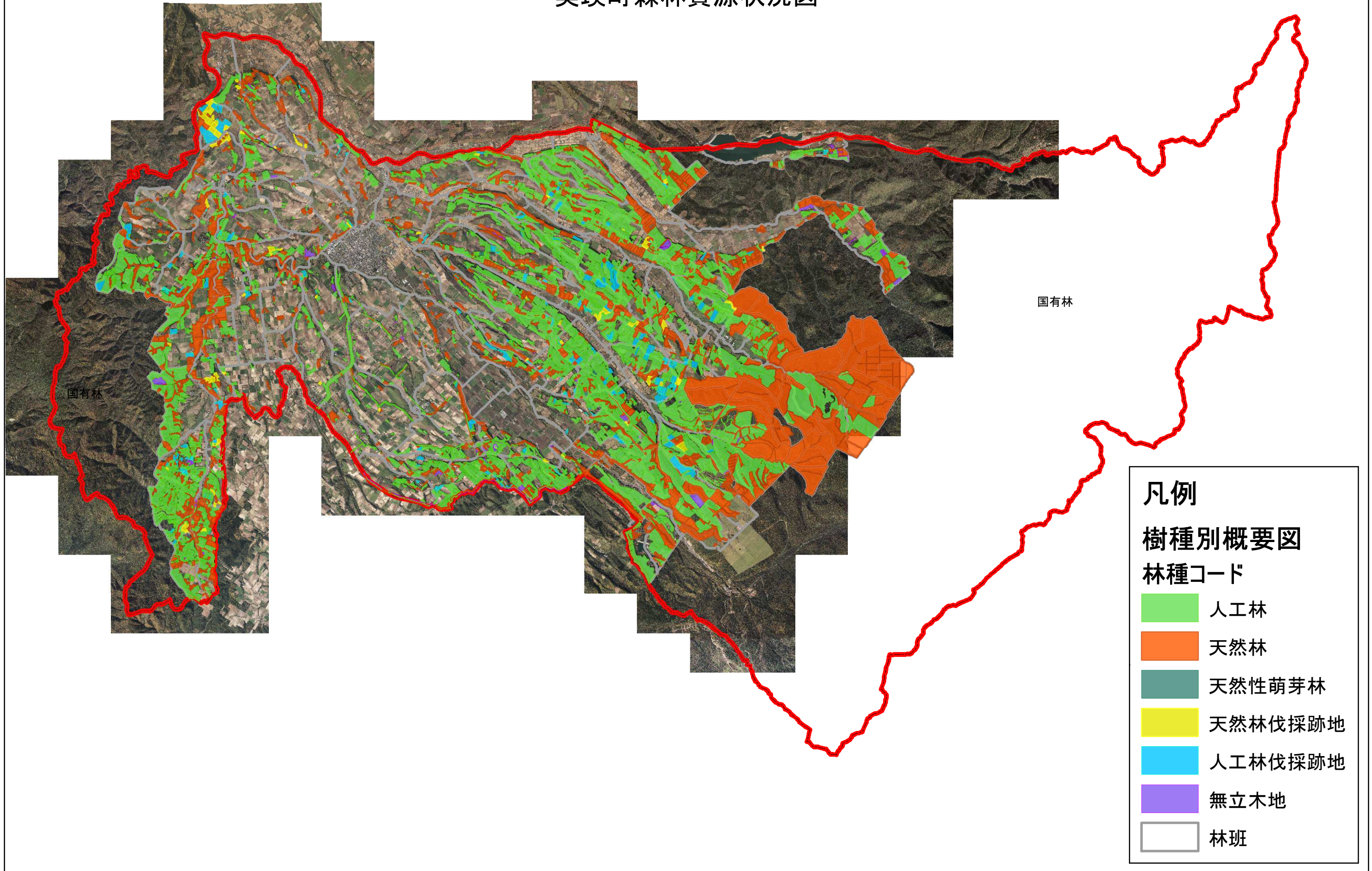
林班	小班
1	23,24,25,26,28,30,42,44,45,46,86,92
2	5,7,8,9,10,14,15,16,17,19,37,38,56,73,111,122
3	55,58,65,76,77,78,86,90,105
4	12,13,14,15,22,70,89,105,113,114,115,116,117,136,162,170,173,195,272
5	67,93,94,95,120,121
6	1,43,46,61,62,66,67,68,71,108,109,114,121,126,128,130,133,134,145,146,166,167,168,170,171,175,199,210,229,231,237,254,255
7	4,6,7,8,9,10,11,14,54,64,65,67,79,86,87
8	2
9	59,60,61,63
11	10,11
12	106,107,108
13	11,76,77,97
14	48,49,56,57,58,78,80,82,88,96,146
15	7,13,27,36,42,43,58,59,72,74,76,77,78
16	25,75,76
17	1,5,7,12,19,20,21,24,27,28,29,33,34,35,36,37,38,39,40,42,43,44,45,46,47,49,50,51,52,55,56,59,60,61,63,64,67
18	13,16,17,18,32,33,34,35,36,37,38,39,40,41,42,43,50,62,67,68,69,70,71,72,76,77
19	6,25
20	1,2,28,29,33,34,35,38,118,119
21	23,28,34
23	16
24	69,115,121
25	41,113,126
26	4,13,14
27	22,23,24,29,58,76,155
28	32,33,156
32	2,40,122
33	4,5,79,80
34	63,64,65,66,68,70,71,72
35	4
36	9,116
58	6,9,35,37,38,44,65,66,68,76
59	8,40,41,45,52,53,57,65,85,86,87,88,89,94,98,101,102,103,104,105,106,108
60	47,48,56
61	43,48
62	40,79,107
64	2,3,18,19,21,82,83,104,107,108,109,164,166,179,180,189
65	50,84,129,135,168,169
101	4,14,18,25,50,56,61
102	64,76,77,78,79,95,114
130	167
136	8
137	12,13,14,15,16,17,19,20,58,60,67,68,69,80,92
138	9,38,59,108,109,111,113,201,202
140	3
142	40
143	11,35,57
144	17,38,42
145	28
146	3,56,60
147	3,19,20,22,25
148	6,28,68
149	13,14,19,39,66,118,137,140,141,142
150	44,46,75

上記の森林は、伐採後、「伐採跡地の更新すべき期間」の期間内に人工造林を行う必要があります。

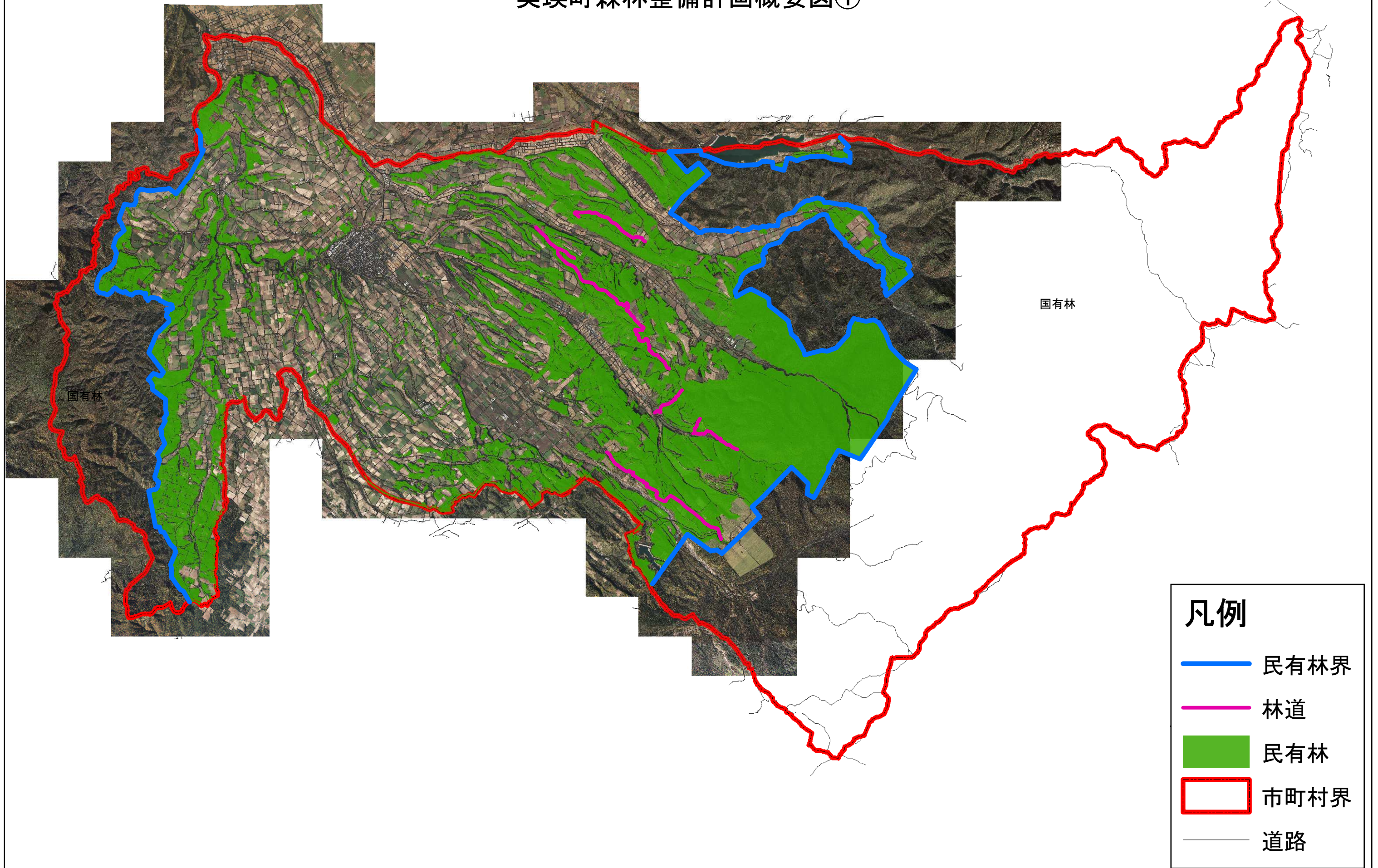
別表4 鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域

対象鳥獣の種類	森 林 の 区 域	面積(ha)
エゾシカ	37林班から48林班 50・53林班 70林班から84林班 86・87・110・132林班	3,990ha

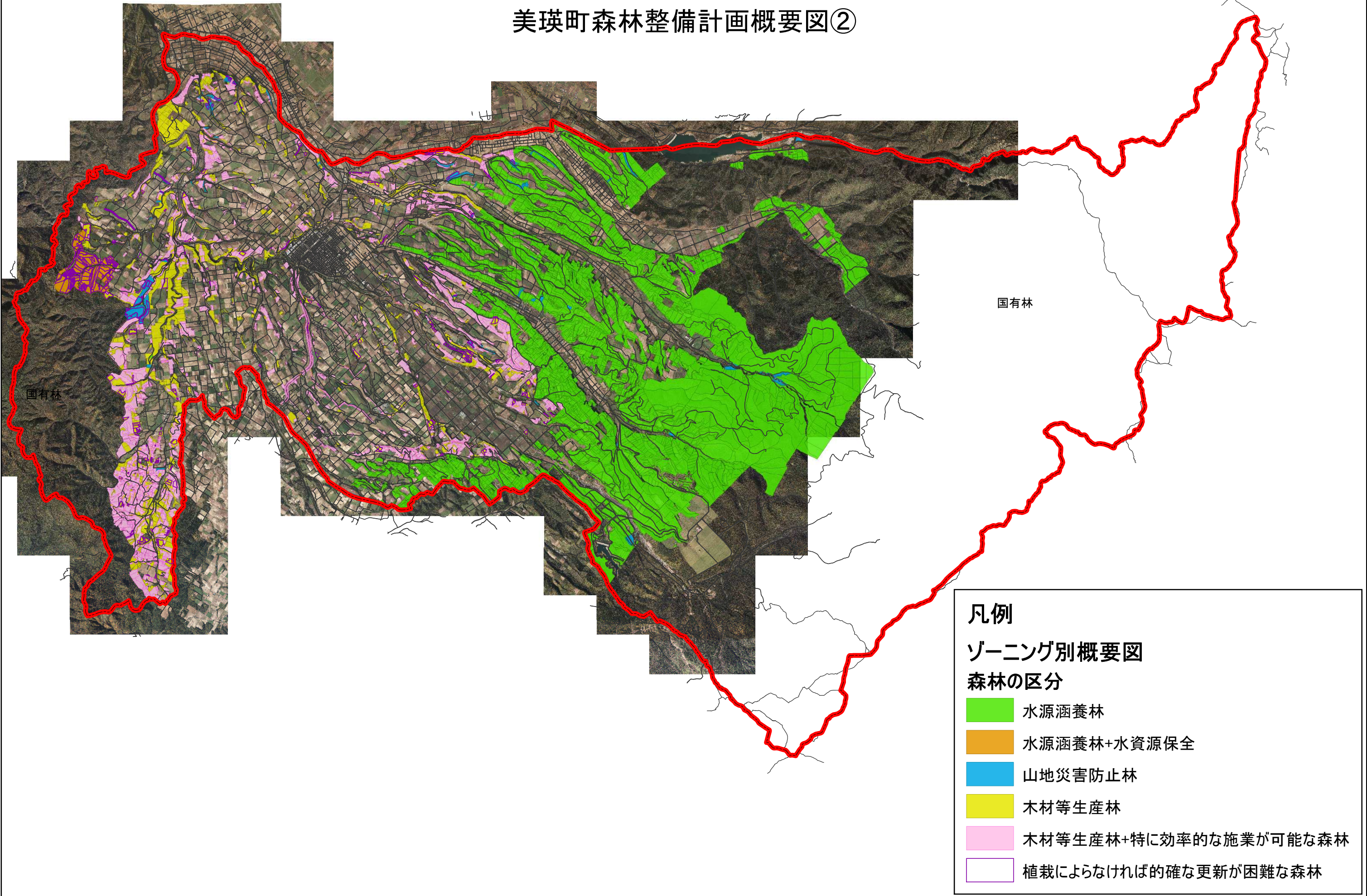
美瑛町森林資源状況図



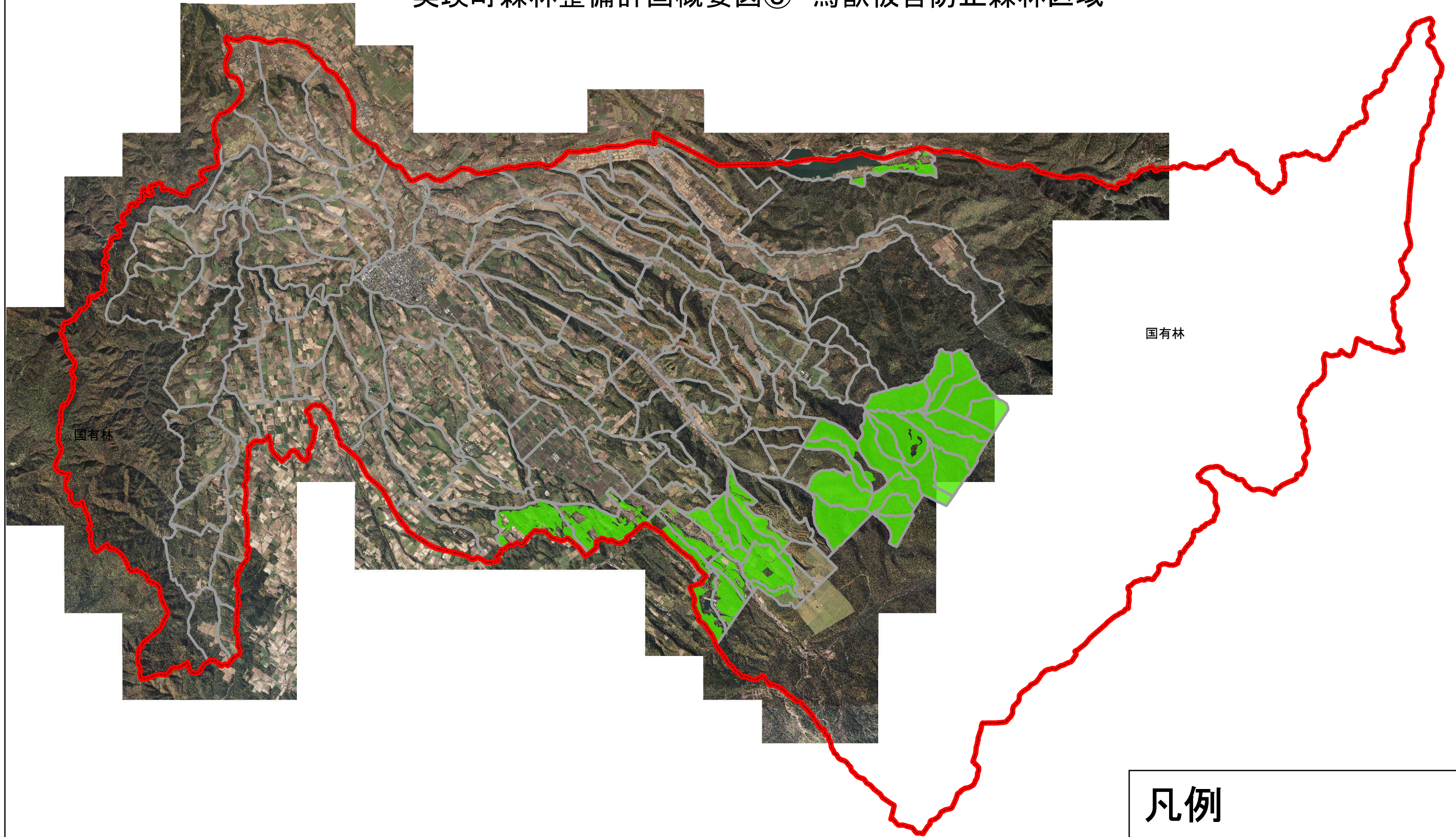
美瑛町森林整備計画概要図①



美瑛町森林整備計画概要図②



美瑛町森林整備計画概要図③ 鳥獣被害防止森林区域



凡例

-  市町村界
-  鳥獣害防止森林区域